

改正	平成12年7月21日条例第54号 平成12年10月17日条例第65号 平成12年12月26日条例第77号 平成13年2月6日条例第4号 平成13年3月27日条例第19号 平成13年11月27日条例第59号 平成14年3月29日条例第21号 平成14年12月27日条例第66号 平成15年3月20日条例第16号 平成15年7月22日条例第52号 平成15年10月21日条例第65号 平成16年3月23日条例第6号 平成16年5月7日条例第40号 平成16年12月28日条例第76号 平成17年5月10日条例第72号 平成17年12月27日条例第108号 平成18年4月28日条例第42号 平成19年10月19日条例第45号 平成19年11月22日条例第60号 平成20年3月31日条例第14号 平成20年12月26日条例第55号 平成21年4月28日条例第46号 平成21年10月16日条例第76号 平成22年3月26日条例第6号 平成22年12月28日条例第74号 平成23年7月22日条例第30号 平成24年12月28日条例第56号 平成25年12月27日条例第119号 平成26年5月13日条例第36号 平成26年12月22日条例第64号 平成27年3月31日条例第53号 平成27年11月13日条例第81号 平成28年3月25日条例第13号 平成29年9月5日条例第54号 平成29年11月24日条例第63号 平成30年3月27日条例第11号 平成31年3月22日条例第19号 令和元年7月16日条例第11号 令和元年11月25日条例第43号 令和元年12月24日条例第61号 令和2年3月27日条例第20号 令和2年6月9日条例第53号	平成12年8月25日条例第60号 平成12年11月28日条例第73号 平成12年12月26日条例第91号 平成13年3月23日条例第7号 平成13年7月13日条例第45号 平成13年12月28日条例第67号 平成14年7月12日条例第45号 平成14年12月27日条例第72号 平成15年4月18日条例第48号 平成15年8月29日条例第54号 平成15年12月26日条例第79号 平成16年3月30日条例第16号 平成16年8月10日条例第42号 平成17年3月29日条例第26号 平成17年10月18日条例第94号 平成18年3月31日条例第14号 平成19年3月20日条例第14号 平成19年10月23日条例第58号 平成19年12月25日条例第62号 平成20年7月22日条例第35号 平成21年3月27日条例第10号 平成21年8月25日条例第67号 平成21年12月28日条例第91号 平成22年10月22日条例第60号 平成23年3月22日条例第8号 平成23年9月6日条例第37号 平成25年3月29日条例第66号 平成26年3月25日条例第8号 平成26年10月21日条例第56号 平成27年3月20日条例第23号 平成27年10月20日条例第74号 平成27年12月28日条例第92号 平成29年3月28日条例第11号 平成29年10月20日条例第56号 平成29年12月28日条例第74号 平成30年10月23日条例第77号 令和元年5月31日条例第7号 令和元年10月21日条例第33号 令和元年12月24日条例第50号 令和2年1月24日条例第3号 令和2年5月12日条例第45号 令和2年8月28日条例第73号
----	---	--

令和2年10月20日条例第78号
令和2年12月25日条例第95号
令和3年3月26日条例第9号
令和3年7月20日条例第55号
令和4年3月25日条例第7号
令和4年6月28日条例第37号
令和4年12月23日条例第85号
令和5年7月21日条例第53号

令和2年11月20日条例第85号
令和3年1月26日条例第1号
令和3年3月26日条例第12号
令和3年12月24日条例第91号
令和4年5月30日条例第32号
令和4年7月29日条例第45号
令和5年3月20日条例第12号

〔編注〕令和5年3月20日条例第12号による改正中、同5年12月1日から施行の部分は、改正文を点線で区分した。

神奈川県手数料条例をここに公布する。

神奈川県手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条及び第228条第1項の規定に基づき、別に条例で定めがあるもののほか、県が徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 知事は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(手数料の減免)

第3条 手数料は、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者から申請があるときその他の知事が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。

(手数料の納付時期)

第4条 手数料は、願書、申請書等を提出する際、許可、免許、登録等の証票の交付、再交付、書換え等を受ける際又は検診、注射、検査等を受ける際に納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者はその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の、その他の行為により徴収を免れた者は5万円以下の過料に処する。

(徴収の手続等)

第7条 手数料徴収の手続等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(神奈川県肥飼料等分析(鑑定)手数料徴収条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 神奈川県肥飼料等分析(鑑定)手数料徴収条例(昭和23年神奈川県条例第20号)
- (2) 神奈川県家畜人工授精師養成講習会受講料徴収条例(昭和27年神奈川県条例第8号)
- (3) 神奈川県受胎調節実地指導員認定講習料徴収条例(昭和27年神奈川県条例第48号)
- (4) 神奈川県家畜保健衛生所手数料条例(昭和32年神奈川県条例第5号)
- (5) 家畜人工授精技術手数料等徴収条例(昭和42年神奈川県条例第3号)
- (6) 特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和47年神奈川県条例第9号)
- (7) 神奈川県家畜商講習手数料徴収条例(昭和62年神奈川県条例第28号)
- (8) 古物営業許可申請手数料等徴収条例(平成7年神奈川県条例第45号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に申請書等の受理等をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にされた別表7の表4の項及び5の項に規定する事務に係る申請でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものに係る手数料については、第4条の規定にかかわらず、知事が指定する日までに納付しなければならない。

附 則（平成12年7月21日条例第54号）

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。ただし、別表の4 環境農政部関係の表92の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年8月25日条例第60号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年10月17日条例第65号）

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年11月28日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第91号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年2月6日条例第4号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第7号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成13年5月規則第84号で、別表の8 県土整備部関係の表23の項から26の項まで及び28の項から30の項までの改正規定は同13年5月18日から、同表に加える改正規定中40の項及び41の項に係る部分は同13年5月30日から施行）

ただし、別表の4 環境農政部関係の表及び別表の5 福祉部関係の表の改正規定並びに別表の8 県土整備部関係の表に加える改正規定中39の項に係る部分は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月13日条例第45号）

この条例は、平成13年7月16日から施行する。

附 則（平成13年11月27日条例第59号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第67号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表4 環境農政部関係の表91の項の次に加える改正規定中91の2の項及び91の3の項に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表の6 衛生部関係の表16の項から25の項までの改正規定は公布の日から、別表の10 公安委員会関係の表に加える改正規定は同年6月1日から、別表の6 衛生部関係の表8の項及び9の項の改正規定並びに同表の9の項に加える改正規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

（平成14年4月19日規則第64号で、別表の6 衛生部関係の表8の項及び9の項の改正規定並びに同表の9の項に加える改正規定は、同14年4月19日から施行）

附 則（平成14年7月12日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第72号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、別表4 環境農政部関係の表88の項の次に加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第16号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表の4 環境農政部関係の表1の項から6の項までの改正規定及び同表91の7の項の次に加える改正規定は同月16日から、第2条の規定は同年11月29日から施行する。

附 則（平成15年4月18日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月22日条例第52号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成15年8月規則第107号で、同15年9月1日から施行）

附 則（平成15年8月29日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の4 環境農政部関係の表76の項、77の項、82の項、83の項及び87の項の改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成15年10月21日条例第65号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成15年12月26日条例第79号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第16号）

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（次号、第3号及び第5号に掲げる改正規定を除く。） 平成16年4月1日
- (2) 第1条中神奈川県手数料条例別表の4 環境農政部の表の改正規定 平成16年7月1日
- (3) 第1条中神奈川県手数料条例別表の6 衛生部関係の表133の項の次に加える改正規定 平成16年10月1日
- (4) 第2条の規定 平成17年1月1日
- (5) 第1条中神奈川県手数料条例別表の3 県民部関係の表に加える改正規定 公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日

（平成16年3月規則第34号で、同16年4月1日から施行）

附 則（平成16年5月7日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年8月10日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第76号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表の6 衛生部関係の表中67の項から69の項までを削り、70の項を67の項とし、71の項から78の項までを3ずつ繰り上げ、79の項を76の項とし、同項の次に加える改正規定（82の項から88の項まで、98の項から102の項まで、118の項から123の項まで及び139の項から144の項までを加える部分に限る。）は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成17年1月1日から同年3月31日までの間、この条例による改正前の神奈川県手数料条例別表の6 衛生部関係の表に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月29日条例第26号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表の4 環境農政部関係の表の改正規定は、同月2日から施行する。

附 則（平成17年5月10日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月18日条例第94号）

この条例は、平成17年11月21日から施行する。ただし、別表の9 公安委員会関係の表9の項から11の項までの改正規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年11月規則第158号で、同17年12月1日から施行)

附 則 (平成17年12月27日条例第108号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第7号で、同18年3月20日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

3 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(収入証紙に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、前項の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表の6 商工労働部関係の表4の項から7の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の7 県土整備部関係の表の改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表の9 公安委員会関係の表の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月19日条例第45号)

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

附 則 (平成19年10月23日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年11月22日条例第60号)

この条例は、平成19年12月19日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日条例第62号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の5 保健福祉部関係の表12の2の項の次に加える改正規定(12の7の項を加える部分に限る。)は平成20年8月1日から、同表11の項の改正規定、11の2の項の次に加える改正規定、12の項及び12の2の項の改正規定並びに12の2の項の次に加える改正規定(12の7の項を加える部分を除く。)は同年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日条例第55号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神奈川県手数料条例別表の5 環境農政部関係の表91の13の項から91の17の項までの改正規定 平成21年4月16日

(2) 第1条のうち神奈川県手数料条例別表の5 環境農政部関係の表58の項、64の項及び65の項の改正規定並びに同項の次に加える改正規定並びに別表の6 保健福祉部関係の表130の項、145

の項及び146の項の改正規定並びに同表中146の3の項を146の5の項とし、146の2の項を146の4の項とし、146の項の次に加える改正規定 平成21年6月1日

(3) 第1条中神奈川県手数料条例別表の8 県土整備部関係の表に加える改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

(平成21年4月規則第41号で、同21年6月4日から施行)

(4) 第1条中神奈川県手数料条例別表の5 環境農政部関係の表47の項(1)アからウまで、98の項(13)及び(16)並びに99の項(1)の改正規定並びに別表の8 県土整備部関係の表1の9の項、1の10の項、34の項及び35の項の改正規定並びに第2条の規定 平成21年7月1日

附 則 (平成21年4月28日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日条例第67号)

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月16日条例第76号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の5 環境農政部関係の表の改正規定は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、別表の10 公安委員会関係の表の改正規定は平成21年12月4日から施行する。

(平成21年10月規則第83号で、同21年10月23日から施行)

附 則 (平成21年12月28日条例第91号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表の1 政策部関係の表1の項及び2の項の改正規定、別表の6 保健福祉部関係の表12の3の項の改正規定並びに別表の8 県土整備部関係の表10の項、11の項、13の項、14の項、31の項及び37の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月22日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表の4 県民局関係の表に加える改正規定は、神奈川県立外語短期大学条例を廃止する条例(平成23年神奈川県条例第25号)の施行の日〔平成23年6月1日〕から施行する。

附 則 (平成23年7月22日条例第30号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第56号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第66号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日条例第119号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の4 県民局関係の表の改正規定(同表3の項を次のように改める部分に限る。)並びに次項、附則第3項(別表の2 手数料の表9の項の改正規定中「一般旅券記載事項訂正手数料」を削る部分に限る。)及び附則第4項の規定は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成26年2月規則第6号で、同26年3月20日から施行)

(経過措置)

2 別表の4 県民局関係の表の改正規定(同表3の項を次のように改める部分に限る。)の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

3 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(収入証紙に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、前項の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(介護保険法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 介護保険法施行条例の一部を改正する条例(平成25年神奈川県条例第105号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年3月25日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料については、第1条の規定による改正後の神奈川県手数料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料については、同条の規定による改正後の神奈川県手数料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第2条の規定の施行の際現に家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく家畜の検査の日程を決定しているものに係る家畜検査手数料については、第2条の規定による改正後の神奈川県手数料条例別表の4 環境農政局関係の表45の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年5月13日条例第36号)

この条例は、平成26年6月12日から施行する。

附 則(平成26年10月21日条例第56号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第64号)

この条例中、別表の4 環境農政局関係の表の改正規定は平成27年4月1日から、別表の7 県土整備局関係の表の改正規定は平成26年12月24日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第23号)

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の4 環境農政局関係の表91の2の項、91の3の項及び98の項の改正規定、別表の5 保健福祉局関係の表67の項及び68の項の改正規定並びに同表161の項の次に加える改正規定並びに別表の7 県土整備局関係の表42の項及び43の項の改正規定、同表43の項の次に加える改正規定、同表44の項(1)の改正規定、同表45の項の改正規定並びに同表46の項の次に加える改正規定 平成27年4月1日

(2) 別表の4 環境農政局関係の表65の2の項及び65の3の項を削る改正規定並びに別表の5 保健福祉局関係の表146の2の項及び146の3の項を削り、同表中146の4の項を146の2の項とし、146の5の項を146の3の項とする改正規定 平成27年5月31日

(3) 別表の7 県土整備局関係の表41の3の項、44の項(3)及び51の項の改正規定 平成27年6月1日

附 則(平成27年3月31日条例第53号)

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

附 則(平成27年10月20日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年11月13日条例第81号)

この条例は、平成27年12月26日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第92号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日 条例第13号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日 条例第11号）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に次の各号のいずれかの事項につき建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第 1 項に規定する登録建築物調査機関による審査を受けた場合における改正後の別表の 7 県土整備局関係の表50の項、53の項、57の項、60の項及び62の項の規定の適用については、同表50の項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「（以下）」とあるのは「又は同法附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下）」とする。
 - （1） 低炭素建築物新築等計画（変更の場合にあつては、当該変更部分）が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合していること。
 - （2） 建築物エネルギー消費性能向上計画（変更の場合にあつては、当該変更部分）が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合していること。
 - （3） 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。

附 則（平成29年 9 月 5 日 条例第54号）

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）の施行の日から施行する。

附 則（平成29年10月20日 条例第56号）

この条例は、平成29年12月 1 日から施行する。

附 則（平成29年11月24日 条例第63号）

この条例は、平成30年 1 月 4 日から施行する。ただし、別表の 3 県民局関係の表及び別表の 7 県土整備局関係の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月28日 条例第74号）

この条例中別表の 5 保健福祉局関係の表及び別表の 8 教育委員会関係の表の改正規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から、別表の 6 産業労働局関係の表の改正規定は平成30年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月27日 条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（調整規定）
- 2 この条例の施行の日が公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の前日である場合には、神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（平成29年神奈川県条例第74号）のうち神奈川県手数料条例別表の 5 保健福祉局関係の表の改正規定中「5 保健福祉局関係の表」とあるのは「6 健康医療局関係の表」と、同条例別表の 8 教育委員会関係の表の改正規定中「8 教育委員会関係の表」とあるのは「9 教育委員会関係の表」と、附則中「5 保健福祉局関係の表及び別表の 8 教育委員会関係の表」とあるのは「6 健康医療局関係の表及び別表の 9 教育委員会関係の表」とする。

附 則（平成30年10月23日 条例第77号）

この条例は、平成30年11月 1 日から施行する。ただし、別表の 8 県土整備局関係の表の改正規定は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和元年 6 月規則第12号で、同元年 6 月25日から施行）

附 則（平成31年 3 月22日 条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、別表の 8 県土整備局関係の表に加える改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の 8 県土

整備局関係の表64の項から66の項までに掲げるものを除く。)については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年5月31日条例第7号)

この条例は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月16日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料(別表の10 公安委員会関係の表14の2の項に掲げるものを除く。)については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の10 公安委員会関係の表14の2の項の規定は、令和元年11月1日以後に実施する講習について適用し、同日前に実施する講習については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年10月21日条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和元年11月規則第46号で、同元年11月16日から施行)

附 則 (令和元年11月25日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る改正前の別表の6 健康医療局関係の表40の項、42の項又は46の項に掲げる事務に関し納付された手数料は、それぞれ改正後の同表38の項、40の項又は43の項に掲げる事務に関する手数料として納付されたものとみなす。

3 改正後の別表の6 健康医療局関係の表44の項及び46の項の規定は、この条例の施行の日以後に申請書を受理したものから適用する。

附 則 (令和元年12月24日条例第61号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月24日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の6 健康医療局関係の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日条例第20号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月12日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

2 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和2年6月9日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年8月28日条例第73号)

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、別表の6 健康医療局関係の表の改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月20日条例第78号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の4 環境農政局関係の表47の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 11 月 20 日 条例第 85 号）

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日 条例第 95 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の 4 環境農政局関係の表 43 の 3 の項及び 44 の項の規定は、この条例の施行の日以後に申請書を受理したものから適用する。

附 則（令和 3 年 1 月 26 日 条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日 条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日 条例第 12 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表の 6 健康医療局関係の表 165 の 2 の項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の 6 健康医療局関係の表 165 の 3 の項及び 165 の 4 の項の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後に申請書を受理したものから適用する。

附 則（令和 3 年 7 月 20 日 条例第 55 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表の 6 健康医療局関係の表 144 の項及び 144 の 2 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の 6 健康医療局関係の表 118 の項、119 の項、121 の項、122 の項、139 の項、140 の項、142 の項及び 143 の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 24 日 条例第 91 号）

（施行期日）

1 この条例中別表の 8 県土整備局関係の表の改正規定及び次項の規定は令和 4 年 2 月 20 日から、別表の 10 公安委員会関係の表の改正規定は同年 3 月 15 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日 条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第 3 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 39 条の 98 第 9 項及び第 10 項第 2 号の規定に基づく事務に係る手数料については、改正後の別表の 1 政策局関係の表 4 の項及び 5 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ及び第 6 号の規定に基づく事務に係る手数料については、改正後の別表の 8 県土整備局関係の表 10 の項及び 11 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の2 くらし 安全防災局関係の表7の項及び別表の10 公安委員会関係の表16の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月30日条例第32号）

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日条例第37号）

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年7月29日条例第45号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第85号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の3 国際文化観光局関係の表の改正規定並びに附則第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は令和5年3月27日から、別表の9 教育委員会関係の表の改正規定及び附則第5項の規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の8 県土整備局関係の表49の項、50の項、52の項及び53の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の3 国際文化観光局関係の表4の項の規定は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）の規定による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

4 別表の3 国際文化観光局関係の表の改正規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る一般旅券査証欄増補手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の別表の9 教育委員会関係の表7の項の規定は、令和5年4月1日以後に証明書の交付の請求を受理したものから適用する。

（収入証紙に関する条例の一部改正）

6 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（収入証紙に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、前項の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月20日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の4 環境農政局関係の表11の項及び12の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の8 県土整備局関係の表49の項、50の項、52の項、53の項、56の項、57の項、59の項及び60の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の4 環境農政局関係の表11の項及び12の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の4 環境農政局関係の表12の2の項の規定は、令和5年12月1日以後に申請書を受理したものから適用する。

附 則（令和5年7月21日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる土地等の譲渡に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項の規定に基づく要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 政策局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示の請求に対する審査	国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求手数料	一の国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しにつき 300円
2 政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの交付	国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの交付手数料	用紙1枚につき 10円
3 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。）の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	用紙1枚につき 10円
4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項又は第38条の5第9項の規定に基づく住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	特定住宅用地認定申請手数料	4万7,000円
5 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査	譲渡予定価額審査手数料	4万3,000円

2 暮らし安全防災局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造事業の許可の申請に対する審査	猟銃等製造事業許可申請手数料	8万5,250円
2 武器等製造法第19条第1項の規定に基づく猟銃等の販売事業の許可の申請に対する審査	猟銃等販売事業許可申請手数料	7万3,260円
3 武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく猟銃等の種類の変更の許可の申請に対する審査	猟銃等種類変更許可申請手数料	(1) 猟銃等製造事業者の猟銃等の種類の変更の許可の申請に係る審査 3万6,260円 (2) 猟銃等販売事業者の猟銃等の種類の変更の許可の申請に係る審査

		2万5,260円
4 武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく猟銃等の工場等の移転の許可の申請に対する審査	猟銃等工場等移転許可申請手数料	(1) 猟銃等製造事業者の猟銃等の工場等の移転の許可の申請に係る審査 7万8,260円 (2) 猟銃等販売事業者の猟銃等の店舗の移転の許可の申請に係る審査 6万1,260円
5 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付	電気工事士免状交付手数料	(1) 第一種電気工事士免状 6,000円 (2) 第二種電気工事士免状 5,300円
6 電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	電気工事士免状再交付手数料	2,700円
7 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料	2,700円
8 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条第1項の規定に基づく電気工事業者の登録の申請に対する審査	電気工事業登録申請手数料	2万2,000円
9 電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の規定に基づく更新の登録の申請に対する審査	登録電気工事業者更新登録申請手数料	1万2,000円
10 電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項の規定に基づく登録証の訂正	登録電気工事業者登録証訂正手数料	2,200円
11 電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定に基づく登録証の再交付	登録電気工事業者登録証再交付手数料	2,200円
12 電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿の謄本の交付	登録電気工事業者登録簿謄本交付手数料	用紙1枚につき 600円
13 電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿を閲覧に供する事務	登録電気工事業者登録簿閲覧手数料	1回につき 440円

3 国際文化観光局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請に対する審査	全国通訳案内士登録申請手数料	5,100円
2 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく全国通訳案内士登録証の訂正	全国通訳案内士登録証訂正手数料	4,000円
3 通訳案内士法第24条の規定に基づく全国通訳案内士登録証の再交付	全国通訳案内士登録証再交付手数料	4,000円
4 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規	一般旅券発給手数料	2,000円

定に基づく一般旅券の発給		(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)
5 旅券法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	300円
6 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第5条第1項の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	旅行業登録申請手数料	1万7,010円
7 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	旅行業者代理業登録申請手数料	1万5,010円
8 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	旅行業更新登録申請手数料	1万7,010円
9 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業変更登録申請手数料	1万1,010円
10 旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業登録申請手数料	1万5,010円
11 神奈川県立外語短期大学条例を廃止する条例(平成23年神奈川県条例第25号)による廃止前の神奈川県立外語短期大学条例(昭和42年神奈川県条例第35号)第1条に規定する神奈川県立外語短期大学の学生であった者についての卒業証明書、修了証明書、単位履修証明書、成績証明書若しくは在学中の人物若しくは健康の状況を証明する書類又は科目等履修生若しくは特別聴講学生であった者についての単位履修証明書若しくは成績証明書の交付	外語短期大学証明書交付手数料	1通につき 400円

4 環境農政局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 削除		
2 削除		
3 削除		
4 削除		
5 削除		
6 削除		
7 家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	家畜商免許手数料	(1) 家畜の取引の業務(家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。)に従事する使用人その他の従

		業者（以下この項において「従業者」という。）の数が5人以上である場合 2,500円 (2) 従業者の数が1人以上4人以下である場合 1,900円 (3) その他の場合 1,600円
8 家畜商法第3条第2項第1号及び第4条の2第1項の規定に基づく講習会の開催	家畜商講習手数料	3,200円
9 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	家畜商免許証書換え交付手数料	1,000円
10 家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付	家畜商免許証再交付手数料	1,100円
11 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900円
12 漁業法第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400円
13 漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	3,700円
14 漁業法第72条第6項の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	漁業権共有認可申請手数料	3,700円
15 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権分割変更免許申請手数料	2,500円
16 漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	1,200円
17 漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査	漁業権移転認可申請手数料	1,200円
18 漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査	休業中の漁業許可申請手数料	2,500円
19 漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付	免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	用紙1枚につき 620円
20 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく漁場図の謄本又は抄本の交付	漁場図の謄本又は抄本の交付手数料	用紙1枚につき 620円
21 漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿又はその附属書類を閲覧に供する	免許漁業原簿閲覧手数料	330円

事務		
22 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料 1万8,130円 (2) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料 3万5,280円
23 肥料の品質の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	肥料登録更新手数料	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料 3,600円 (2) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料 7,100円
24 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査	漁船登録申請手数料	(1) 無動力漁船の登録の申請に係る審査 1隻につき 4,600円 (2) 総トン数20トン未満の動力漁船の登録の申請に係る審査 1隻につき 6,900円 (3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船の登録の申請に係る審査 1隻につき 7,400円 (4) 総トン数100トン以上の動力漁船の登録の申請に係る審査 1隻につき 7,900円
25 漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付	漁船登録票再交付手数料	1隻につき 2,400円
26 漁船法第13条の規定に基づく漁船及び登録票の検認	漁船検認手数料	1隻につき 3,600円
27 漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	漁船登録変更申請手数料	(1) 無動力漁船の変更の登録の申請

		に係る審査 1 隻につき 2,300円 (2) 総トン数20トン未満の動力漁船の変更の登録の申請に係る審査 1 隻につき 3,400円 (3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船の変更の登録の申請に係る審査 1 隻につき 3,700円 (4) 総トン数100トン以上の動力漁船の変更の登録の申請に係る審査 1 隻につき 4,000円
28 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録謄本の交付	漁船登録謄本交付手数料	用紙 1 枚につき 440円
29 削除		
30 削除		
31 削除		
32 削除		
33 削除		
34 削除		
35 削除		
36 削除		
37 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条第1項及び第3項の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴うものに限る。）	小型漁船総トン数測度手数料	(1) 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 1 隻につき 3万7,160円 (2) その他の場合 1 隻につき 2万6,160円
38 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	家畜人工授精師免許申請手数料	1,800円
39 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催	家畜人工授精に関する講習手数料	(1) 家畜人工授精講習会 家畜1種類につき 2万3,000円 (2) 家畜体内受精

		卵移植講習会 家畜1種類につき 2万5,000円 (3) 家畜体外受精 卵移植講習会 家畜1種類につき 5,900円
40 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	5,700円
41 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	760円
42 家畜改良増殖法施行令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付	種畜証明書再交付手数料	760円
43 家畜改良増殖法施行令第9条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,700円
43の2 家畜改良増殖法施行令第10条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,700円
43の3 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,700円
44 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,700円
44の2 <u>農産物検査</u> 法施行令（平成7年政令第357号）第5条第1項第2号の規定に基づく <u>農産物検査</u> 法（昭和26年法律第144号）第2条第5項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査	農産物登録検査機関登録申請手数料	15万円
44の3 <u>農産物検査</u> 法施行令第5条第1項第4号の規定に基づく <u>農産物検査</u> 法第18条第1項に規定する登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	農産物登録検査機関登録更新申請手数料	1万100円
44の4 <u>農産物検査</u> 法施行令第5条第1項第6号の規定に基づく <u>農産物検査</u> 法第19条第1項に規定する登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	農産物登録検査機関変更登録申請手数料	(1) <u>農産物検査</u> 法第17条第4項第3号の農産物の種類又は同項第5号の区域の増加に係る変更登録 3万円 (2) <u>農産物検査</u> 法第17条第4項第4号の登録の区分の増加に係る変更登録 15万円
45 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第	家畜検査手数料	(1) 牛、豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿

<p>1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)</p>		<p>240円 (2) 馬 1,230円 (3) 鶏、七面鳥、あひる、うずら 20円 (4) 蜜蜂 1蜂群につき 60円</p>
<p>46 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬</p>	<p>家畜投薬手数料</p>	<p>690円以下 (薬品実費)</p>
<p>47 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴</p>	<p>家畜注射又は家畜薬浴の 手数料</p>	<p>(1) 予防注射 ア 炭疽(そ) 300円 イ 流行性脳炎 (豚に生ウイルス予防液を使用する場合に限る。) 870円 ウ 豚熱 230円 エ ニューカッスル病 18円 (生ウイルス予防液を使用する場合にあつては、8円) オ 牛の流行性感冒 1,150円以下 (薬品実費) (イバラキ病予防液を使用する場合にあつては、330円) (2) 血清注射 1,150円 (3) 薬浴 1,150円以下 (薬品実費)</p>
<p>48 家畜伝染病予防法第8条(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付</p>	<p>家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料</p>	<p>160円</p>

48の2 家畜伝染病予防法第50条の規定に基づく許可に係る動物用生物学的製剤の交付及び検査	動物用生物学的製剤取扱手数料	豚熱予防液1頭1回につき 70円
49 輸出水産物の振興に関する法律(昭和29年法律第154号)第3条第1項の規定に基づく輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録の申請に対する審査	輸出水産物製造事業場登録申請手数料	1万2,000円
50 家畜取引法(昭和31年法律第123号)第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査	家畜市場登録申請手数料	(1) 産地家畜市場の登録の申請に係る審査 1万7,000円 (2) その他の家畜市場の登録の申請に係る審査 4万3,000円
51 家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付	家畜市場登録証書換え交付手数料	3,800円
52 家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付	家畜市場登録証再交付手数料	6,400円
53 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査	標準鶏認定申請手数料	1羽につき 40円
54 養鶏振興法第7条第1項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査	ふ化業者登録申請手数料	8,030円
55 養鶏振興法第7条第2項又は第8条第1項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査	ふ化場確認申請手数料	8,030円
56 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第24条第1項の規定に基づく医薬品(専ら動物のために使用されるものに限る。)の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料(動物用)	2万9,000円
57 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品(専ら動物のために使用されるものに限る。)の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料(動物用)	1万1,000円
58 削除		
59 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品(専ら動物のために使用されるものに限る。)の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付	配置従事者身分証明書交付手数料(動物用)	7,100円
60 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品(専ら動物のために使用されるものに限る。)の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換え交付	配置従事者身分証明書書換え交付手数料(動物用)	2,000円
61 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品(専ら動物のために使用されるものに限る。)の配置販売業者又はその配置員に	配置従事者身分証明書再交付手数料(動物用)	2,900円

	対する配置従事者の身分証明書の再交付		
61の2	医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法第36条の8第2項の規定に基づく登録販売者の登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料（動物用）	7,500円
62	医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料（動物用）	2万9,000円
63	医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料（動物用）	1万1,000円
63の2	医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業の許可申請手数料（動物用）	2万9,000円
63の3	医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業の許可更新申請手数料（動物用）	1万1,000円
64	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第45条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業の許可証、高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業の許可証の書換え交付	医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料（動物用）	2,000円
65	医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業の許可証、高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものに限る。）の販売業の許可証の再交付	医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料（動物用）	2,900円
66	動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料（動物用）	2,000円
66の2	動物用医薬品等取締規則第115条の13第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料（動物用）	2,900円
67	林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録	生産事業者登録手数料	6,400円
68	林業種苗法第11条第1項の規定に基づく講習会の開催	生産事業者講習手数料	1万4,000円
69	林業種苗法第13条第1項の規定に基づく生産事業者の登録証の書換え交付	生産事業者登録証書換え交付手数料	3,500円

70 林業種苗法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付	生産事業者登録証再交付手数料	3,000円
71 林業種苗法第20条第2項の規定に基づく種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取したものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査	種苗証明申請手数料	3万6,000円に次に掲げる額を合算した金額 (1) 種穂については、種子にあっては1キログラムにつき5,900円として、穂木にあっては1万本につき5,100円として計算した額 (2) 苗木については、幼苗にあっては1万本につき3,600円として、幼苗以外の苗木にあっては1万本につき5,700円に証明に係る事実の確認の回数を乗じて得た額として計算した額
72 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 13万円 (2) その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 11万円
73 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 12万円 (2) その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る

		事項の変更の許可の申請に係る審査 10万円
73の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設である熱回収施設認定申請手数料	3万3,000円
73の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設である熱回収施設認定更新申請手数料	2万円
73の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可申請手数料	7万3,000円
73の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置法人合併又は分割の認可申請手数料	7万3,000円
73の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料	14万7,000円
73の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更認定申請手数料	13万4,000円
74 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	8万1,000円
75 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	7万3,000円
76 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	10万円
77 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	9万4,000円
78 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	7万1,000円
79 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	9万2,000円
80 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条	特別管理産業廃棄物収	8万1,000円

の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	集運搬業許可申請手数料	
81 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	7万4,000円
82 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	10万円
83 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	9万5,000円
84 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	7万2,000円
85 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	9万5,000円
86 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 14万円 (2) その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 12万円
87 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 13万円 (2) その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 11万円
87の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第	産業廃棄物処理施設で	3万3,000円

15条の3の3第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	ある熱回収施設認定申請手数料	
87の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設である熱回収施設認定更新申請手数料	2万円
87の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可申請手数料	7万3,000円
87の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置法人合併又は分割の認可申請手数料	7万3,000円
88 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	廃棄物再生事業者登録申請手数料	4万円
88の2 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査	遊漁船業者登録申請手数料	2万5,160円
88の3 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	遊漁船業者登録更新申請手数料	1万9,160円
88の4 遊漁船業の適正化に関する法律第5条第1項の規定に基づく遊漁船業者登録簿の謄本の交付	遊漁船業者登録簿謄本交付手数料	用紙1枚につき 600円
88の5 遊漁船業の適正化に関する法律第8条の規定に基づく遊漁船業者登録簿を閲覧に供する事務	遊漁船業者登録簿閲覧手数料	1回につき 300円
89 削除		
90 削除		
91 削除		
91の2 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	4,000円
91の3 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	4,000円
91の4 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料	3万900円
91の5 土壌汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	24万円
91の6 土壌汚染対策法第22条第4項の規定に	汚染土壌処理業許可更	23万円

基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	新申請手数料	
91の7 土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	22万円
91の8 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	12万円
91の9 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業法人合併又は分割承認申請手数料	12万円
91の10 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続に係る承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	12万円
91の11 土壌汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料	2万4,800円
91の12 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,000円
91の13 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録更新申請手数料	4,000円
91の14 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	4,000円
91の15 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,000円
91の16 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	7万8,000円
91の17 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	7万円
91の18 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業許可申請手数料	8万4,000円
91の19 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業許可更新申請手数料	7万7,000円
91の20 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業変更許可申請手数料	6万7,000円
91の21 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料	(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号の規定に掲げる者の

		狩猟免許の申請に係る審査 3,900円 (2) その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 5,200円
91の22 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付	狩猟免状再交付手数料	1,000円
91の23 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	2,900円
91の24 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録	狩猟者登録手数料	1,800円
91の25 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第1項の規定に基づく狩猟者登録の変更の登録	狩猟者変更登録手数料	1,800円
91の26 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	狩猟者登録証再交付手数料	1,100円
91の27 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	狩猟者記章再交付手数料	1,000円
91の28 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品（いずれも水産動物（活水産動物以外のものにあつては、水産防疫又は冷凍船に係るものに限る。）に限る。）の衛生証明書の発行	衛生証明書発行手数料	870円
91の29 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく農産物及び水産物（漁船（加工船を除く。）、養殖場等及びベトナム向け最終加工施設等に係る水産物に限る。）の適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	(1) 立入調査を伴う適合施設の認定 2万900円 (2) 立入調査を伴わない適合施設の認定 1万400円
92 肥料、飼料又はこれらに係るものの依頼分析又は鑑定	肥飼料等分析（鑑定）手数料	(1) 定量分析 ア 窒素 2,780円 イ りん酸（りんを含む。） 2,910円 ウ 加里 2,530円 エ 石灰（カルシウムを含む。） 2,400円

		オ 苦土 2,810円
		カ けい酸 2,200円
		キ マンガン 2,800円
		ク ほう素 3,640円
		ケ 鉄 4,620円
		コ カドミウム 6,450円
		サ 銅 5,960円
		シ 亜鉛 5,960円
		ス 鉛 5,960円
		セ 水銀 6,090円
		ソ ニッケル 5,930円
		タ クロム 5,930円
		チ 砒(ひ)素 5,630円
		ツ 有機炭素 4,920円
		テ アルカリ分 2,340円
		ト 粗たん白質 2,770円
		ナ 粗脂肪 2,820円
		ニ 粗繊維 4,200円
		ヌ 粗灰分 1,260円
		ネ 水分 880円
		ノ その他 1成分につき 2,470円
		(2) 定性分析 1成分につき 730円
93	神奈川県畜産技術センター及び神奈川県の家畜保健衛生所で行う家畜の人工授精	家畜人工授精技術手数料 1回につき 1,100円
94	神奈川県畜産技術センター及び神奈川県の出張家畜人工授精技術	1回につき

家畜保健衛生所以外で行う家畜の人工授精	手数料	2,200円
95 家畜の受精卵移植のための過排卵処理	過排卵処理技術手数料	1回につき 2万4,240円
96 家畜の受精卵移植のための家畜受精卵の採取	家畜受精卵採取技術手数料	1回につき 2万710円
97 家畜の受精卵移植のための家畜受精卵の凍結処理	家畜受精卵凍結処理技術手数料	1個につき 460円
98 神奈川県の家畜保健衛生所が行う家畜の検査	家畜検査手数料	(1) 微生物簡易検査 570円 (2) 微生物特殊検査 1,150円 (3) 血液顕微鏡的検査 790円 (4) 血液肉眼的検査 420円 (5) 血清学的検査 600円 (6) 牛乳検査(酸度検査、脂肪検査等) 420円 (7) 乳房炎検査 980円 (8) 寄生虫検査(アンチゲン法) 190円 (9) 寄生虫検査(虫卵検査法) 280円 (10) 精液検査 860円 (11) 直腸検査 980円 (12) 穿(せん)刺検査 1,120円 (13) 体腔(こう)内異物検査 1,150円 (14) 尿検査 620円 (15) 病理組織学的検査 2,080円 (16) 解剖検査

		<p>1,040円</p> <p>(17) 腐そ病検査 230円 蜂群については1群を1件とし、鶏群については1群10羽以内を1件とする。</p> <p>(18) 遺伝子検査 (定性検査) 6,210円</p> <p>(19) 遺伝子検査 (定量検査) 8,250円</p>
99 神奈川県の家畜保健衛生所が行う家畜の処置	家畜処置手数料	<p>(1) 膣(ちつ)洗浄 630円</p> <p>(2) 子宮洗浄 1,950円</p> <p>(3) 黄体除去(囊腫(のうしゅ)破砕を含む。) 1,250円</p> <p>(4) 皮下注射(大動物) 200円</p> <p>(5) 皮下注射(中小動物) 160円</p> <p>(6) 筋肉内注射(大動物) 210円</p> <p>(7) 筋肉内注射(中小動物) 160円</p> <p>(8) 静脈内注射(大動物) 500円</p> <p>(9) 静脈内注射(中小動物) 420円</p> <p>(10) 駆虫用投薬(大動物) 470円</p> <p>(11) 駆虫用投薬(中小動物) 420円</p> <p>蜂群については1群を1件とし、鶏群については1群10羽</p>

		以内を1件とする。
100 神奈川県の家畜保健衛生所が行う文書の交付	文書交付手数料	(1) 診断書、処方せん、証明書等 1通につき 530円 (2) 検案書 1通につき 530円

5 福祉子どもみらい局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	保育士登録申請手数料	4,200円
2 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	保育士登録証書換え交付手数料	1,600円
3 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	1,100円
4 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請に対する審査	国家戦略特別区域限定保育士登録申請手数料	4,200円
5 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第9条において準用する児童福祉法施行令第17条第1項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付	国家戦略特別区域限定保育士登録証書換え交付手数料	1,600円
6 国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付	国家戦略特別区域限定保育士登録証再交付手数料	1,100円

6 健康医療局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 削除		
2 削除		
3 削除		
4 削除		
5 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定に基づく栄養士の免許	栄養士免許手数料	5,600円
6 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第5条第1項の規定に基づく栄養士免許証の書換え交付	栄養士免許証書換え交付手数料	3,200円
7 栄養士法施行令第6条第1項の規定に基づく栄養士免許証の再交付	栄養士免許証再交付手数料	3,600円
8 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者の免許の申請に対する審査	大麻取扱者免許申請手数料	6,700円

9	大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更	大麻取扱者登録変更手数料	3,200円
10	大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付	大麻取扱者免許証再交付手数料	3,200円
11	温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料	13万1,480円
11の2	温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	土地掘削許可を受けた地位の承継承認申請手数料	7,400円
11の3	温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	掘削のための施設等変更許可申請手数料	2万4,100円
12	温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘許可申請手数料	12万1,450円
12の2	温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査	動力装置許可申請手数料	11万1,530円
12の3	温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継承認申請手数料	7,400円
12の4	温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づくゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘のための施設等変更許可申請手数料	2万4,100円
12の5	温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉採取許可申請手数料	3万5,100円
12の6	温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉採取許可を受けた地位の承継承認申請手数料	7,400円
12の7	温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料	7,400円
12の8	温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉採取のための施設等変更許可申請手数料	2万4,100円
13	温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	3万5,100円
13の2	温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉利用許可を受けた地位の承継承認申請手数料	7,400円
14	温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析機関の登録の申請に対する審査	温泉成分分析機関登録申請手数料	5万60円
15	削除		
16	母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）第1条第1項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	4,000円
17	母体保護法施行令第1条第2項の規定に基	受胎調節実地指導員標	3,100円

づく受胎調節実地指導員の標識の交付	識交付手数料	
18 母体保護法施行令第3条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	2,400円
19 母体保護法施行令第5条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の再交付	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	2,800円
20 母体保護法施行令第5条の規定に基づく受胎調節実地指導員標識の再交付	受胎調節実地指導員標識再交付手数料	2,500円
21 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第8条の規定に基づく准看護師の免許	准看護師免許手数料	5,600円
21の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修手数料	(1) 戒告処分を受けた者 4万6,000円 (2) その他の者 9万2,000円
21の3 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修の修了の登録の申請に対する審査	准看護師再教育研修修了登録申請手数料	5,600円
21の4 保健師助産師看護師法第16条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付	准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	3,400円
21の5 保健師助産師看護師法第16条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の再交付	准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	4,100円
22 保健師助産師看護師法第18条の規定に基づく准看護師試験の実施	准看護師試験手数料	6,900円
23 保健師助産師看護師法第18条及び第28条の規定に基づく准看護師試験合格証明書の交付	准看護師試験合格証明書交付手数料	3,000円
24 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	准看護師免許証書換え交付手数料	3,400円
25 保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	准看護師免許証再交付手数料	4,100円
26 保健師助産師看護師法施行令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付	助産婦名簿謄本交付手数料	4,300円
27 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状の書換え交付	保健婦免状書換え交付手数料	3,400円
28 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の書換え交付	看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料	3,400円
29 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状の再交付	保健婦免状再交付手数料	4,100円
30 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の再交付	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	4,100円
31 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可	病院開設許可手数料	4万1,330円

32	医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	1万8,150円
33	医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可	助産所開設許可手数料	1万1,100円
34	医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	4万3,580円
35	医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	2万2,260円
36	医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	1万6,170円
37	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可手数料	3,400円
38	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	2万7,300円
39	毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業登録申請手数料	1万4,800円
40	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	1万300円
41	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業登録更新申請手数料	6,400円
42	毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者の試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	1万500円
43	毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	5,200円
44	毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付	毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票書換え交付手数料	2,400円
45	毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	2,400円
46	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票再交付手数料	4,000円
47	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,000円
48	削除		
49	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号）第8条第2項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の再交付	診療エックス線技師免許証再交付手数料	4,200円
50	診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第	診療エックス線技師免許証書換え交付手数料	3,700円

286号) 附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号)第3条第1項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付		
51 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第4条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の申請に係る経由	覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請経由手数料	1万7,600円
52 覚醒剤取締法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚醒剤施用機関指定申請手数料	3,900円
53 覚醒剤取締法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤研究者指定申請手数料	3,900円
54 覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	1万1,500円
55 覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料研究者指定申請手数料	3,900円
56 覚醒剤取締法第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由	覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料	2,900円
57 覚醒剤取締法第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料	2,900円
58 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査	麻薬卸売業者免許申請手数料	1万4,600円
59 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	3,900円
60 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	麻薬施用者免許申請手数料	3,900円
61 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	3,900円
62 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	3,900円
63 麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項(同法第50条の4及び同法第50条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく麻薬卸売業	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究	2,700円

者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付	者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証再交付手数料	
64 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬卸売業者免許申請手数料	1万4,600円
65 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬小売業者免許申請手数料	3,900円
66 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査	向精神薬試験研究施設設置者の登録申請手数料	3,900円
67 削除		
68 削除		
69 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料	8万700円
70 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	8,230円
71 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,230円
72 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	6万1,680円
73 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の規定に基づく調理師の免許	調理師免許手数料	5,600円
74 調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施	調理師試験手数料	6,130円
75 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第13条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付	調理師免許証書換え交付手数料	3,200円
76 調理師法施行令第14条第1項の規定に基づく免許証の再交付	調理師免許証再交付手数料	3,600円
77 医薬品医療機器等法第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	2万9,100円
78 医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	1万1,100円
78の2 医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料	1万1,100円
78の3 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定更新申請手数料	1万1,100円
78の4 医薬品医療機器等法第6条の3第1項	専門医療機関連携薬局	1万1,100円

の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	認定申請手数料	
78の5 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局 認定更新申請手数料	1万1,100円
79 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	7,200円
80 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは化粧品の製造業の許可に関する証明書、同号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可に関する証明書又は医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は基準確認証書換え交付手数料	2,000円

品医療機器等法第14条の2第3項に規定する 基準確認証の書換え交付		
81 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第 1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12 条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許 可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令 第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医 療機器等法第12条第1項に規定する医薬品、医 薬部外品若しくは化粧品の製造販売業の許可 に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第 80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療 機器等法第23条の2第1項に規定する医療機 器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の 許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行 令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品 医療機器等法第23条の20第1項に規定する再 生医療等製品の製造販売業の許可に関する証 明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第1項 第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第 13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可 に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第 80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療 機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら 動物のために使用されるものを除く。以下この 項において同じ。）、医薬部外品（専ら動物の ために使用されるものを除く。以下この項にお いて同じ。）若しくは化粧品の製造業の許可に 関する証明書、同号の規定に基づく医薬品医療 機器等法第13条の2の2第1項に規定する医 薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所の登 録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令 第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医 療機器等法第23条の2の3第1項に規定する 医療機器（専ら動物のために使用されるものを 除く。以下この項において同じ。）若しくは体 外診断用医薬品（専ら動物のために使用される ものを除く。）の製造業の登録に関する証明書、 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4 号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条 の2第1項に規定する医療機器の修理業の許 可に関する証明書又は医薬品医療機器等法施 行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬 品医療機器等法第14条の2第3項に規定する 基準確認証の再交付	医薬品、医薬部外品、 化粧品、医療機器、体 外診断用医薬品若しく は再生医療等製品の製 造販売業、医薬品、医 薬部外品若しくは化粧 品の製造業若しくは医 療機器の修理業の許可 証、医薬品、医薬部外 品若しくは化粧品の製 造所若しくは医療機器 若しくは体外診断用医 薬品の製造業の登録証 又は基準確認証再交付 手数料	2,900円
82 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第 1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12 条第1項に規定する第一種医薬品製造販売業 の許可の申請に対する審査	第一種医薬品製造販売 業許可申請手数料	15万6,900円
83 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第	第二種医薬品製造販売	14万300円

1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する第二種医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査	業許可申請手数料	
84 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬部外品製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造販売業許可申請手数料	8万8,100円
85 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査	化粧品製造販売業許可申請手数料	6万3,200円
86 削除		
87 削除		
88 削除		
89 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	4,000円
90 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する第一種医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	11万9,600円
91 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する第二種医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	10万2,900円
92 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する医薬部外品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料	6万3,200円
93 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する化粧品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	化粧品製造販売業許可更新申請手数料	4万6,200円
94 削除		
95 削除		
96 削除		
97 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	1万1,100円
98 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） 9万4,300円 (2) 一般医薬品（無菌医薬品を除く。）

		<p>く医薬品をいう。以下同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う製造業((3)に掲げるものを除く。)</p> <p>9万200円</p> <p>(3) 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p> <p>4万8,700円</p>
99 削除		
100 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可申請手数料	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業((3)に掲げるものを除く。)</p> <p>6万1,100円</p> <p>(2) 一般医薬部外品(無菌医薬部外品を除く医薬部外品をいう。以下同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う製造業((3)に掲げるものを除く。)</p> <p>4万4,500円</p> <p>(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p> <p>3万4,100円</p>
101 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する化粧品の製造業の許可の申請に対する審査	化粧品製造業許可申請手数料	<p>(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業((2)に掲げるものを除く。)</p> <p>4万4,500円</p> <p>(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p> <p>3万4,100円</p>
102 削除		
103 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する薬局製造販売医薬品の製	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	5,600円

造業の許可の更新の申請に対する審査		
104 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） 6万5,300円 (2) 一般医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） 6万2,200円 (3) 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 3万3,100円
105 削除		
106 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） 4万3,500円 (2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） 3万1,000円 (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 2万3,800円
107 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する化粧品製造業の許可の更新の申請に対する審査	化粧品製造業許可更新申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(2)に掲げるものを除く。） 3万1,000円 (2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 2万3,800円
108 削除		
109 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第	医薬品製造業許可区分	(1) 無菌医薬品の

<p>3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>製造工程の全部又は一部を行う製造業（（3）に掲げるものを除く。）</p> <p>8万1,900円</p> <p>(2) 一般医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（（3）に掲げるものを除く。）</p> <p>7万8,800円</p> <p>(3) 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p> <p>4万1,400円</p>
<p>110 削除</p>		
<p>111 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（（3）に掲げるものを除く。）</p> <p>5万1,800円</p> <p>(2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（（3）に掲げるものを除く。）</p> <p>3万7,200円</p> <p>(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p> <p>3万円</p>
<p>112 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>化粧品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（（2）に掲げるものを除く。）</p> <p>3万7,200円</p> <p>(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p> <p>3万円</p>
<p>113 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13</p>	<p>医薬品の保管のみを行う製造所の登録申請手</p>	<p>3万2,400円</p>

条の2の2第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	数料	
113の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	3万2,400円
113の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	3万2,400円
113の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万3,400円
113の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万3,400円
113の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万3,400円
114 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	90円
115 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下同じ。）の製造販売の承認の申請に対する審査	要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認申請手数料	8万7,900円
116 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する医薬品（医療用の医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下「医療用医薬品」という。）に限る。）の製造販売の承認の申請に対する審査	医療用医薬品製造販売承認申請手数料	21万2,400円
117 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14	医薬部外品製造販売承認申請手数料	4万8,400円

<p>条第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造販売の承認の申請に対する審査</p>		
<p>118 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同条第1項に規定する製造販売の承認を受けようとするものに限る。）</p>	<p>製造販売承認申請時における医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） 7万7,400円</p> <p>(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） 5万9,000円</p> <p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。） 2万8,300円</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 2万8,300円</p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） 2万8,300円</p>
<p>119 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対す</p>	<p>製造販売承認申請時における医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)</p>

<p>る審査（同条第1項に規定する製造販売の承認を受けようとするものに限る。）</p>	<p>数料</p>	<p>から(5)までに掲げるものを除く。) 7万7,400円 (2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。) 5万9,000円 (3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの)に限り、(4)に掲げるものを除く。) 2万8,300円 (4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うもの)に限る。) 2万8,300円 (5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造所以外の施設における試験検査に係るもの)に限る。) 2万8,300円</p>
<p>120 削除</p>		
<p>121 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。）</p>	<p>医薬品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。)を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 ((5)に該当するものを除く。)</p>

		<p>14万9,000円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬品 （ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 3,000円</p> <p>イ 一般医薬品 （ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 1,500円</p> <p>ウ 医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、エに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 500円</p> <p>エ 医薬品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに 500円</p> <p>(2) 一般医薬品 （製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除く。） 10万7,300円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p>
--	--	--

ア 一般医薬品
(イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに

1,500円

イ 医薬品(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、ウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに

500円

ウ 医薬品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに

500円

(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。) 6万3,100円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額

ア 医薬品(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、イに掲げるものを除く。) 1品目ごとに

500円

イ 医薬品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2

		<p>第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに 500円</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。) 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>
<p>122 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査(同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。)</p>	<p>医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。)を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査((5)に該当するものを除く。) 14万9,000円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬部外品(ウ及びエに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 3,000円</p>

イ 一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに

1,500円

ウ 医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、エに掲げるものを除く。） 1品目ごとに

500円

エ 医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに

500円

(2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除く。）10万7,300円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額

ア 一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに

1,500円

イ 医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行

うもの限り、
ウに掲げるもの
を除く。) 1
品目ごとに

500円

ウ 医薬部外品
(製造工程のう
ち医薬品医療機
器等法第13条の
2の2第1項に
規定する保管の
みを行うものに
限る。) 1品
目ごとに

500円

(3) 医薬部外品の
製造管理又は品質
管理の方法の定期
の適合性調査(製
造工程のうち包
装、表示又は保管
のみを行うものに
限り、(4)に該当
するものを除く。)
6万3,100円に品
目に応じて次に定
める金額を加えて
得た額

ア 医薬部外品
(製造工程のう
ち包装、表示又
は保管のみを行
うもの限り、
イに掲げるもの
を除く。) 1
品目ごとに

500円

イ 医薬部外品
(製造工程のう
ち医薬品医療機
器等法第13条の
2の2第1項に
規定する保管の
みを行うものに
限る。) 1品
目ごとに

500円

(4) 医薬部外品の
製造管理又は品質
管理の方法の定期

		<p>の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>	
123	削除		
124	医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	90円
125	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	3万6,000円
126	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する医療用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	11万700円
127	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	2万3,500円
127の2	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第1項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	医薬品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。） 14万9,000円に品目に応じて次に定め

		<p>る金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬品 （イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 3,000円</p> <p>イ 医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、ウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 500円</p> <p>ウ 医薬品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに 500円</p> <p>(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。） 10万7,300円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬品 （イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 1,500円</p> <p>イ 医薬品（製造</p>
--	--	---

工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、ウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに

500円

ウ 医薬品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに

500円

(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)((4)に該当するものを除く。) 6万3,100円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額

ア 医薬品(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、イに掲げるものを除く。) 1品目ごとに

500円

イ 医薬品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに

		<p style="text-align: right;">500円</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 6万3,100円に品目に応じて500円及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>
<p>127の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第1項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（(3)及び(4)に該当するものを除く。） 14万9,000円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 3,000円</p> <p>イ 医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの限り、ウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 500円</p> <p>ウ 医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の</p>

2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに

500円

(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認((3)及び(4)に該当するものを除く。)

10万7,300円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額

ア 一般医薬部外品(イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに

1,500円

イ 医薬部外品(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの限り、ウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに

500円

ウ 医薬部外品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに

500円

(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行

		<p>うものに限る。) (4)に該当するものを除く。) 6万3,100円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 医薬部外品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、イに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 500円</p> <p>イ 医薬部外品 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに 500円</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 6万3,100円に品目に応じて500円及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>
<p>127の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬品の製造管理又は品質管理の方法の</p>	<p>変更計画に係る医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から</p>

<p>適合性確認の申請に対する審査</p>		<p>(5)までに掲げるものを除く。) 7万7,400円</p> <p>(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認((3)から(5)までに掲げるものを除く。) 5万9,000円</p> <p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。) 2万8,300円</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 2万8,300円</p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。) 2万8,300円</p>
<p>127の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>変更計画に係る医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認((3)から(5)までに掲げるものを除く。) 7万7,400円</p> <p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認((3)</p>

		<p>から(5)までに掲げるものを除く。)</p> <p>5万9,000円</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの)に限り、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うもの)に限る。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造所以外の施設における試験検査に係るもの)に限る。)</p> <p>2万8,300円</p>
127の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する第一種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査	第一種医療機器製造販売業許可申請手数料	15万6,900円
127の7 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する第二種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査	第二種医療機器製造販売業許可申請手数料	14万300円
127の8 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する第三種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査	第三種医療機器製造販売業許可申請手数料	9万8,500円
127の9 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する体外診断用医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	14万300円
127の10 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法	第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	11万9,600円

第23条の2第4項に規定する第一種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	料	
127の11 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する第二種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	10万2,900円
127の12 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する第三種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	7万3,600円
127の13 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	10万2,900円
127の14 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器製造業登録申請手数料	3万8,100円
127の15 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の登録の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	3万8,100円
127の16 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の登録の更新の申請に対する審査	医療機器製造業登録更新申請手数料	2万9,100円
127の17 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項に規定する体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の登録の更新の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	2万9,100円
127の18 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	15万6,900円
127の19 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第4項に規定する再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	11万9,600円
128 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	2万9,100円
129 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に	医薬品販売業許可更新	1万1,100円

基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査	申請手数料	
130 削除		
131 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付	配置従事者身分証明書 交付手数料	7,100円
132 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換え交付	配置従事者身分証明書 書換え交付手数料	2,000円
133 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の再交付	配置従事者身分証明書 再交付手数料	2,900円
133の2 医薬品医療機器等法第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験手数料	1万4,300円
133の3 医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく登録販売者の登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	7,600円
134 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	2万9,100円
135 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	1万1,100円
136 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	9万200円
137 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第4項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器修理業許可更新申請手数料	6万2,200円
138 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第7項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器修理区分変更 又は追加の許可申請手数料	2万1,400円
138の2 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業 許可申請手数料	2万9,100円
138の3 医薬品医療機器等法第40条の5第6項	再生医療等製品販売業	1万1,100円

<p>の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>許可更新申請手数料</p>	
<p>139 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（輸出用の医薬品を製造しようとするときに限る。）</p>	<p>輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 輸出用の無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 （（3）から（5）までに掲げるものを除く。） 7万7,400円</p> <p>(2) 輸出用の一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 （（3）から（5）までに掲げるものを除く。） 5万9,000円</p> <p>(3) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、（4）に掲げるものを除く。） 2万8,300円</p> <p>(4) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 2万8,300円</p> <p>(5) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） 2万8,300円</p>
<p>140 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第</p>	<p>輸出用医薬部外品製造</p>	<p>(1) 輸出用の無菌</p>

<p>7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（輸出用の医薬部外品を製造しようとするときに限る。）</p>	<p>管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（（3）から（5）までに掲げるものを除く。） 7万7,400円 （2） 輸出用の一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（（3）から（5）までに掲げるものを除く。） 5万9,000円 （3） 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、（4）に掲げるものを除く。） 2万8,300円 （4） 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 2万8,300円 （5） 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） 2万8,300円</p>
<p>141 削除</p>		
<p>142 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品の製造管</p>	<p>輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請</p>	<p>（1） 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保</p>

<p>理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過することを受けるものに限る。）</p>	<p>手数料</p>	<p>管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（（5）に該当するものを除く。） 14万9,000円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 輸出用の無菌医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 3,000円</p> <p>イ 輸出用の一般医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 1,500円</p> <p>ウ 輸出用の医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、エに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 500円</p> <p>エ 輸出用の医薬品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに 500円</p> <p>(2) 一般医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬品の</p>
--	------------	--

製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査

((1)及び(5)に該当するものを除く。) 10万7,300円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額

ア 輸出用の一般医薬品(イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに

1,500円

イ 輸出用の医薬品(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、ウに掲げるものを除く。)

1品目ごとに

500円

ウ 輸出用の医薬品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに

500円

(3) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの限り、(4)に該当するものを除く。)

6万3,100円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額

ア 輸出用の医薬品(製造工程のうち包装、表示

		<p>又は保管のみを行うものに限 り、イに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 500円</p> <p>イ 輸出用の医薬品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに 500円</p> <p>(4) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>
<p>143 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。）</p>	<p>輸出用医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調</p>

		<p>査（（５）に該当するものを除く。） 14万9,000円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 輸出用の無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 3,000円</p> <p>イ 輸出用の一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 1,500円</p> <p>ウ 輸出用の医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、エに掲げるものを除く。） 1品目ごとに 500円</p> <p>エ 輸出用の医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに 500円</p> <p>（２） 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（（１）及び（５）に該当するものを除く。） 10万</p>
--	--	---

7,300円に品目に
応じて次に定める
金額を加えて得た
額

ア 輸出用の一般
医薬部外品（イ
及びウに掲げる
ものを除く。）

1品目ごとに
1,500円

イ 輸出用の医薬
部外品（製造工
程のうち包装、
表示又は保管の
みを行うものに
限り、ウに掲げ
るものを除く。）

1品目ごとに
500円

ウ 輸出用の医薬
部外品（製造工
程のうち医薬品
医療機器等法第
13条の2の2第
1項に規定する
保管のみを行う
ものに限る。）

1品目ごとに
500円

(3) 輸出用の医薬
部外品の製造管理
又は品質管理の方
法の定期の適合性
調査（製造工程の
うち包装、表示又
は保管のみを行う
ものに限り、(4)
に該当するものを
除く。） 6万

3,100円に品目に
応じて次に定める
金額を加えて得た
額

ア 輸出用の医薬
部外品（製造工
程のうち包装、
表示又は保管の
みを行うものに
限り、イに掲げ
るものを除く。）

		<p>1 品目ごとに 500円</p> <p>イ 輸出用の医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p>1 品目ごとに 500円</p> <p>(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p>6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p>6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>	
144	削除		
145	<p>医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可証、高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可証の書換え交付</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料</p>	2,000円
146	<p>医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度</p>	2,900円

品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可証、高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可証の再交付	管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料	
146の2 医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料	2,000円
146の3 医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料	2,900円
146の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料	2,000円
146の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	2,900円
147 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第3条の規定に基づく製菓衛生師の免許	製菓衛生師免許手数料	5,600円
148 製菓衛生師法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施	製菓衛生師試験手数料	9,450円
149 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	2,800円
150 製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付	製菓衛生師免許証再交付手数料	3,500円
151 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第1号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物清掃業者登録手数料	3万5,060円
152 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物空気環境測定業者登録手数料	3万5,060円
153 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料	3万5,060円
154 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物飲料水水質検査業者登録手数料	3万5,060円
155 建築物における衛生的環境の確保に関する	建築物飲料水貯水槽清	3万5,060円

法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	掃業者登録手数料	
156 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物排水管清掃業者登録手数料	3万5,060円
157 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	3万5,060円
158 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物環境衛生総合管理業者登録手数料	4万5,060円
159 削除		
160 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	1万9,020円
161 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備の変更許可申請手数料	1万30円
161の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料	15万90円
161の3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の講習会の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料	9万20円
162 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1羽につき 5円
163 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	5,500円
164 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	2,300円
165 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品（いずれも水産動物（活水産動物以外のもの）を除く。）の衛生証明書の発行	衛生証明書発行手数料	870円
165の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく畜産物及び水産物（漁船（加工船を除く。）、養殖場	適合施設認定申請手数料	(1) 立入調査を伴う適合施設の認定 2万900円

等及びベトナム向け最終加工施設等に係る水産物を除く。)の適合施設の認定の申請に対する審査		(2) 立入調査を伴わない適合施設の認定 1万400円
166 神奈川県立栄養短期大学条例及び神奈川県立衛生短期大学条例を廃止する条例(平成16年神奈川県条例第34号)による廃止前の神奈川県立栄養短期大学条例(昭和39年神奈川県条例第42号)第1条に規定する神奈川県立栄養短期大学の学生であった者及び神奈川県立衛生短期大学条例(昭和41年神奈川県条例第5号)第1条に規定する神奈川県立衛生短期大学の学生であった者についての卒業証明書、修了証明書、単位履修証明書、成績証明書若しくは在学中の人物若しくは健康の状況を証明する書類又は科目等履修生であった者についての単位履修証明書若しくは成績証明書の交付	短期大学証明書交付手数料	1通につき 400円
167 神奈川県立看護専門学校条例を廃止する条例(平成16年神奈川県条例第35号)による廃止前の神奈川県立看護専門学校条例(昭和44年神奈川県条例第42号)第2条に規定する神奈川県立看護専門学校の学生であった者及び神奈川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年神奈川県条例第31号)による改正前の神奈川県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第49号)第9条第1項に規定する神奈川県立病院附属看護専門学校の学生であった者についての卒業証明書又は成績証明書の交付	看護専門学校証明書交付手数料	1通につき 400円

7 産業労働局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)第3条第1項の規定に基づく小売市場の許可の申請に対する審査	小売市場許可申請手数料	5万4,010円
2 小売商業調整特別措置法第7条第1項の規定に基づく小売市場の床面積の増加又は貸付条件若しくは譲渡条件の変更の許可の申請に対する審査	小売市場の床面積増加又は貸付条件若しくは譲渡条件の変更の許可申請手数料	8,500円
3 貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	貸金業者登録申請手数料	15万円
4 貸金業法第3条第2項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	貸金業者登録更新申請手数料	15万円

8 県土整備局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 採石法(昭和25年法律第291号)第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査	採石業者登録申請手数料	1万8,000円

査		
2 採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく業務管理者の認定の申請に対する審査	採石業務管理者認定申請手数料	6,700円
3 採石法第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験の実施	採石業務管理者試験手数料	8,100円
4 採石法第33条の規定に基づく岩石の採取計画の認可の申請に対する審査	岩石採取計画認可申請手数料	5万2,000円
5 採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	岩石採取計画変更認可申請手数料	3万3,000円
6 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2の規定に基づくあっせんの申請（国又は県（他の法令により同法第125条第1項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。）を除く起業者からの申請に限る。）に対する審査	あっせん申請手数料	9万3,000円
6の2 土地収用法第15条の7の規定に基づく仲裁の申請（国又は県（他の法令により同法第125条第1項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。）を除く起業者からの申請に限る。）に対する審査	仲裁申請手数料	12万6,000円
7 土地収用法第18条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の認定の申請に対する審査	事業認定申請手数料	15万8,000円
8 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定に基づく構造又は積載する貨物が特殊な車両の通行の許可の申請に対する審査	特殊車両通行許可申請手数料	1車両（連結車にあつては1トラクタ）につき、1通行経路ごとに200円
9 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）第8条及び附則第2項（同令第8条の規定に係る部分に限る。）の規定に基づく建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査	建設機械の打刻又は検認の申請手数料	1個につき 3万6,000円
10 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 0.1ヘクタール未満の造成宅地の面積 8万6,000円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の造成宅地の面積 13万円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の造成宅地の面積

		<p>19万円</p> <p>(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の造成宅地の面積</p> <p>26万円</p> <p>(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満の造成宅地の面積</p> <p>39万円</p> <p>(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満の造成宅地の面積</p> <p>51万円</p> <p>(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満の造成宅地の面積</p> <p>66万円</p> <p>(8) 10ヘクタール以上の造成宅地の面積</p> <p>87万円</p>
<p>11 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が100平方メートル以下の新築住宅 6,200円</p> <p>(2) 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の新築住宅 8,600円</p> <p>(3) 床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の新築住宅 1万3,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の</p>

		<p>新築住宅 3万5,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の新築住宅 4万3,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が5万平方メートルを超える新築住宅 5万8,000円</p>
12 削除		
13 租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号。次項において「平成23年改正所得税法」という。）附則第56条第4項若しくは第72条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第39条の7第9項若しくは第39条の106第2項の規定に基づく要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定民間再開発事業認定申請手数料	3万2,000円
14 租税特別措置法施行令第25条の4第17項又は平成23年改正所得税法附則第56条第4項若しくは第72条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る旧租税特別措置法施行令第39条の7第11項若しくは第39条の106第4項の規定に基づく事情があることについての認定の申請に対する審査	地区外転出事情認定申請手数料	2万4,000円
15 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録の申請に対する審査	不動産鑑定業者登録申請手数料	1万5,600円
16 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第3項の規定に基づく更新の登録の申請に対する審査	不動産鑑定業者登録更新申請手数料	1万2,400円
17 不動産の鑑定評価に関する法律第26条第1項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録換えの申請に対する審査	不動産鑑定業者登録換え申請手数料	1万2,400円
18 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査	砂利採取業者登録申請手数料	1万3,000円
19 砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく業務主任者の認定の申請に対する審査	砂利採取業務主任者認定申請手数料	8,400円

20 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験手数料	8,100円
21 砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料	3万3,900円
22 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料	1万5,000円
23 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 0.1ヘクタール未満の開発区域の面積 8,600円 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の開発区域の面積 2万2,000円 ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の開発区域の面積 4万3,000円 エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の開発区域の面積 8万6,000円 オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満の開発区域の面積 13万円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満の開発区域の面積 17万円 キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満の開発区域の面積

22万円
ク 10ヘクタール
以上の開発区域
の面積

30万円
(2) 主として住宅
以外の建築物で自
己の業務の用に供
するものの建築又
は自己の業務の用
に供する特定工作
物の建設の用に供
する目的で行う開
発行為の場合 次
に掲げる開発区域
の面積の区分に応
じ、それぞれ次に
定める金額

ア 0.1ヘクター
ル未満の開発区
域の面積

1万3,000円

イ 0.1ヘクター
ル以上0.3ヘク
タール未満の開
発区域の面積

3万円

ウ 0.3ヘクター
ル以上0.6ヘク
タール未満の開
発区域の面積

6万5,000円

エ 0.6ヘクター
ル以上1ヘクタ
ール未満の開発
区域の面積

12万円

オ 1ヘクタール
以上3ヘクター
ル未満の開発区
域の面積

20万円

カ 3ヘクタール
以上6ヘクター
ル未満の開発区
域の面積

27万円

キ 6ヘクタール
以上10ヘクタ
ール未満の開発区

		域の面積 34万円
		ク 10ヘクタール 以上の開発区域 の面積 48万円
	(3)	その他の場合 次に掲げる開発 区域の面積の区分 に応じ、それぞれ 次に定める金額
	ア	0.1ヘクター ル未満の開発区 域の面積 8万6,000円
	イ	0.1ヘクター ル以上0.3ヘク タール未満の開 発区域の面積 13万円
	ウ	0.3ヘクター ル以上0.6ヘク タール未満の開 発区域の面積 19万円
	エ	0.6ヘクター ル以上1ヘクタ ール未満の開発 区域の面積 26万円
	オ	1ヘクタール 以上3ヘクター ル未満の開発区 域の面積 39万円
	カ	3ヘクタール 以上6ヘクター ル未満の開発区 域の面積 51万円
	キ	6ヘクタール 以上10ヘクタ ール未満の開発区 域の面積 66万円
	ク	10ヘクタール 以上の開発区域 の面積 87万円

<p>24 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>開発行為変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、その手数料の額は87万円とする。</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更 ((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前項の右欄に規定する額の10分の1の額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前項右欄に規定する額</p> <p>(3) その他の変更については 1万円</p>
<p>25 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>市街化調整区域内等における建築物特例許可申請手数料</p>	<p>4万6,000円</p>
<p>26 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>	<p>予定建築物等以外の建築等許可申請手数料</p>	<p>2万6,000円</p>
<p>27 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>	<p>開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる敷地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 0.1ヘクタール未満の敷地の面</p>

		積 6,900円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の敷地の面積 1万8,000円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の敷地の面積 3万9,000円 (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の敷地の面積 6万9,000円 (5) 1ヘクタール以上の敷地の面積 9万7,000円
28 削除		
29 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自

		己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 1万7,000円
30 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき 470円
31 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）第3条の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可の申請に対する審査	積立式宅地建物販売業許可申請手数料	8万円
32 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査	浄化槽工事業登録申請手数料	3万3,000円
33 浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査	浄化槽工事業更新登録申請手数料	2万6,000円
34 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料	用紙1枚につき 700円
35 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の請求の許可	浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料	480円
36 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査	不動産特定共同事業許可申請手数料	8万円
36の2 不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録申請手数料	6万円
36の3 不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料	6万円
37 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第116条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	16万円
38 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において	良質住宅新築認定申請手数料	次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が100平方メートル

<p>「旧租税特別措置法」という。)第63条の2第3項第2号の規定に基づく住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号の規定に基づく住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>		<p>ル以下の新築住宅 6,200円</p> <p>(2) 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の新築住宅 8,600円</p> <p>(3) 床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の新築住宅 1万3,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の新築住宅 3万5,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の新築住宅 4万3,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が5万平方メートルを超える新築住宅 5万8,000円</p>
<p>39 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成12年法律第87号)第10条の規定に基づく大深度地下の使用の認可の申請(他の法令により同法第39条ただし書に規定する国又は県とみなされる者を除く事業者からの申請に限る。)に対する審査</p>	<p>大深度地下使用認可申請手数料</p>	<p>次に掲げる事業区域の延長の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 2キロメートル以下の場合 73万5,470円</p> <p>(2) 2キロメートルを超える場合 73万5,470円に事業区域の延長の2キロメートルを超える部分が1キロメートルに達するごとに15万70円を加えた額</p>
<p>40 建設工事に係る資材の再資源化等に関する</p>	<p>解体工事業者登録申請</p>	<p>3万3,000円</p>

法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく解体工事業者の登録の申請に対する審査	手数料	
41 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第2項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査	解体工事業者登録更新申請手数料	2万6,000円
41の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	16万円
41の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により適合通知の申出があった場合の同法第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の申請に対する審査	適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料	<p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の4に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項、44の項、51の項及び58の項において同じ。）に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 1万8,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 2万8,000円</p>

エ 床面積の合計
が200平方メー
トルを超え500
平方メートル以
内の建築物

3万6,000円

オ 床面積の合計
が500平方メー
トルを超え
1,000平方メー
トル以内の建築
物

6万6,000円

カ 床面積の合計
が1,000平方メ
ートルを超え
2,000平方メー
トル以内の建築
物

9万3,000円

キ 床面積の合計
が2,000平方メ
ートルを超え
5,000平方メー
トル以内の建築
物

16万円

ク 床面積の合計
が5,000平方メ
ートルを超え1
万平方メートル
以内の建築物

28万円

ケ 床面積の合計
が1万平方メー
トルを超え3万
平方メートル以
内の建築物

37万円

コ 床面積の合計
が3万平方メー
トルを超え5万
平方メートル以
内の建築物

46万円

サ 床面積の合計
が5万平方メー
トルを超える建
築物

90万円

(2) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合（(3)に掲げる場合を除く。）

(1)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）

昇降機1基につき

1万7,000円

（小荷物専用昇降機については、8,000円）

イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合

昇降機1基につき

1万円

（小荷物専用昇降機については、5,000円）

(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合

（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関

（同法第18条の2

第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第48号）による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物

17万4,600円
（建築物の構造方法が安全性を有することを建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以

下「認定プログラム」という。)によって確かめられたものについては、12万700円)

イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物

23万2,900円

(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、15万400円)

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物

26万7,000円

(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、16万4,700円)

エ 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物

35万2,800円

(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、20万8,700円)

オ 床面積の合計

		<p>が5万平方メートルを超える建築物 64万8,700円 (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、35万3,900円)</p>
<p>42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画(以下「長期優良住宅建築等計画等」という。)の認定の申請に対する審査(次項及び44の項に該当する場合を除く。)</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅を新築する場合 4万5,000円 (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 11万円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 17万円 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 34万円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 60万円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 100万円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 190万円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅</p>

等

270万円

ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等

340万円

(3) 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合

6万8,000円

(4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等

16万円

イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等

26万円

ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等

51万円

エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等

91万円

オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等

160万円

カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等

290万円

キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等

410万円

ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等

		500万円
		(5) 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合
		6万8,000円
		(6) 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額
		ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等
		16万円
		イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等
		26万円
		ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等
		51万円
		エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等
		91万円
		オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等
		160万円
		カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等
		290万円
		キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等
		410万円
		ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等
		500万円
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等（同法第6条第1項第	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画	(1) 一戸建ての住宅を新築する場合 8,000円

<p>1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>等の認定申請手数料</p>	<p>(2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 1万5,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 2万6,000円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 4万1,000円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 7万1,000円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 12万円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 19万円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 24万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 26万円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 1万2,000円</p> <p>(4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の</p>
---	------------------	---

総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等

2万3,000円

イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等

4万円

ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等

6万1,000円

エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等

11万円

オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等

17万円

カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等

29万円

キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等

36万円

ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等

40万円

(5) 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合

1万2,000円

(6) 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸以内の共同住宅

		<p>等 2万3,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 4万円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 6万1,000円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 11万円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 17万円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 29万円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 36万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 40万円</p>
44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査の申出があった長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料	<p>(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそ</p>

れぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物
1万円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物
1万8,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物
2万8,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物
3万6,000円

(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物
6万6,000円

(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物
9万3,000円

(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物
16万円

(ク) 床面積の

合計が5,000
平方メートル
を超え1万平
方メートル以
内の建築物

28万円

(ケ) 床面積の
合計が1万平
方メートルを
超え3万平方
メートル以内
の建築物

37万円

(コ) 床面積の
合計が3万平
方メートルを
超え5万平方
メートル以内
の建築物

46万円

(サ) 床面積の
合計が5万平
方メートルを
超える建築物

90万円

イ 42の項、43の
項、次項又は46
の項の規定の例
により算定した
金額

(2) 建築基準法第
87条の4に規定す
る建築設備に係る
部分が含まれる場
合((3)に掲げる
場合を除く。)次
に掲げる金額を合
算した金額

ア 次に掲げる場
合の区分に応じ
それぞれ次に定
める金額

(ア) 昇降機を
設置する場合
((イ)に掲げ
る場合を除
く。)

昇降機1基に
つき

1万7,000円

(小荷物専用
昇降機につい
て は、8,000
円)

(イ) 建築基準
法第6条第1
項又は第18条
第3項の規定
による確認済
証の交付を受
けた昇降機の
計画を変更し
て昇降機を設
置する場合
昇降機1基に
つき

1万円

(小荷物専用
昇降機につい
て は、5,000
円)

イ (1)の規定の
例により算定し
た金額

(3) 建築基準法第
6条の3第1項又
は第18条第4項の
構造計算適合性判
定を要する建築物
が含まれる場合

(当該建築物につ
いて、既に指定構
造計算適合性判定
機関により同法第
6条の3第1項に
規定する特定構造
計算基準又は特定
増改築構造計算基
準に適合するもの
であると判定され
た場合を除く。)

次に掲げる金額を
合算した金額

ア 次に掲げる一
の建築物（これ
らの構造計算適
合性判定を要し
ない建築物を除
く。）の床面積
(神奈川県建築

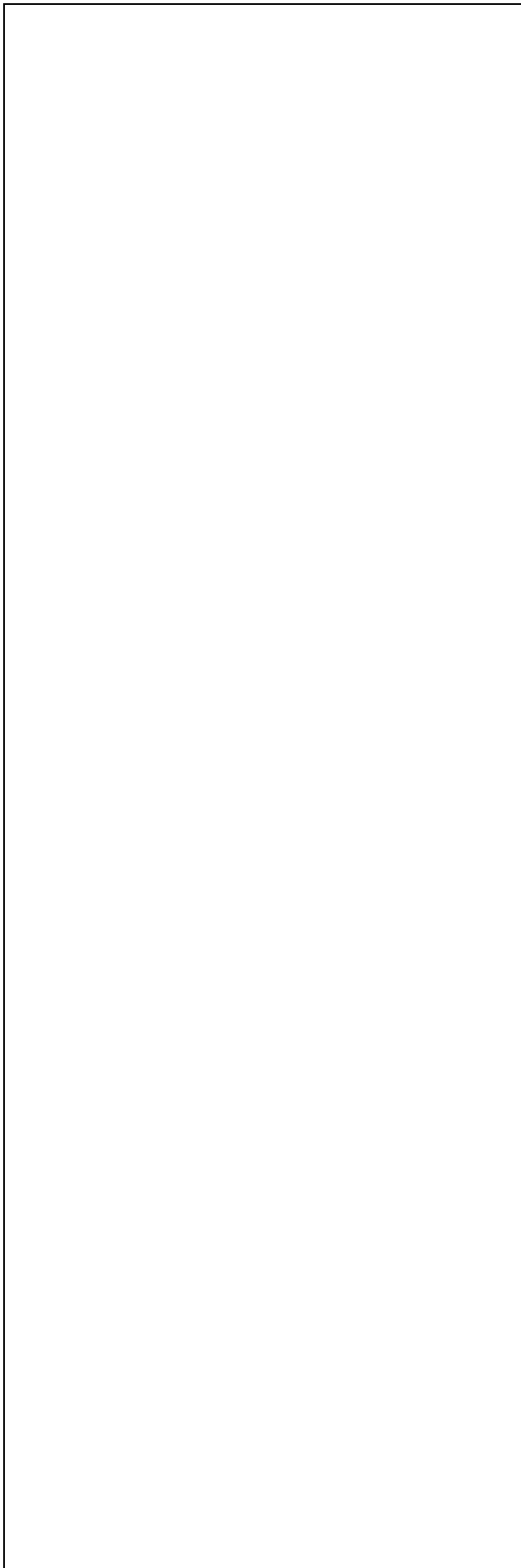
基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物
17万4,600円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、12万700円)

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物
23万2,900円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、15万400円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物
26万7,000円
(建築物の構造方法が安全

		<p>性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、16万4,700円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 35万2,800円 (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、20万8,700円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物 64万8,700円 (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、35万3,900円)</p> <p>イ (1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅の新築に係る計画を変更する場合 2万2,500円</p> <p>(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分</p>



	に応じそれぞれ次に定める金額
	ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 5万5,000円
	イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 8万5,000円
	ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 17万円
	エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円
	オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 50万円
	カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 95万円
	キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 135万円
	ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 170万円
(3)	一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画を変更する場合 3万4,000円
(4)	共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸
以内の共同住宅
等

8万円

イ 総戸数が5戸
を超え10戸以内
の共同住宅等

13万円

ウ 総戸数が10戸
を超え25戸以内
の共同住宅等

25万5,000円

エ 総戸数が25戸
を超え50戸以内
の共同住宅等

45万5,000円

オ 総戸数が50戸
を超え100戸以
内の共同住宅等

80万円

カ 総戸数が100
戸を超え200戸
以内の共同住宅
等

145万円

キ 総戸数が200
戸を超え300戸
以内の共同住宅
等

205万円

ク 総戸数が300
戸を超える共同
住宅等

250万円

(5) 一戸建ての住
宅の長期優良住宅
維持保全計画を変
更する場合

3万4,000円

(6) 共同住宅等の
長期優良住宅維持
保全計画を変更す
る場合 次に掲げ
る共同住宅等の総
戸数の区分に応じ
それぞれ次に定め
る金額

ア 総戸数が5戸
以内の共同住宅
等

		<p>8万円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</p> <p>13万円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</p> <p>25万5,000円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</p> <p>45万5,000円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</p> <p>80万円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</p> <p>145万円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</p> <p>205万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等</p> <p>250万円</p>
46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限り、44の項に該当する場合を除く。）	変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅の新築に係る計画を変更する場合 4,000円</p> <p>(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 7,500円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</p>

1万3,000円
ウ 総戸数が10戸
を超え25戸以内
の共同住宅等

2万500円
エ 総戸数が25戸
を超え50戸以内
の共同住宅等

3万5,500円
オ 総戸数が50戸
を超え100戸以
内の共同住宅等
6万円

カ 総戸数が100
戸を超え200戸
以内の共同住宅
等

9万5,000円
キ 総戸数が200
戸を超え300戸
以内の共同住宅
等

12万円
ク 総戸数が300
戸を超える共同
住宅等

13万円
(3) 一戸建ての住
宅の増築又は改築
に係る計画を変更
する場合

6,000円
(4) 共同住宅等の
増築又は改築に係
る計画を変更する
場合 次に掲げる
共同住宅等の総戸
数の区分に応じそ
れぞれ次に定める
金額

ア 総戸数が5戸
以内の共同住宅
等

1万1,500円
イ 総戸数が5戸
を超え10戸以内
の共同住宅等

2万円
ウ 総戸数が10戸
を超え25戸以内

の共同住宅等

3万500円

エ 総戸数が25戸
を超え50戸以内
の共同住宅等

5万5,000円

オ 総戸数が50戸
を超え100戸以
内の共同住宅等

8万5,000円

カ 総戸数が100
戸を超え200戸
以内の共同住宅
等

14万5,000円

キ 総戸数が200
戸を超え300戸
以内の共同住宅
等

18万円

ク 総戸数が300
戸を超える共同
住宅等

20万円

(5) 一戸建ての住
宅の長期優良住宅
維持保全計画を変
更する場合

6,000円

(6) 共同住宅等の
長期優良住宅維持
保全計画を変更す
る場合 次に掲げ
る共同住宅等の総
戸数の区分に応じ
それぞれ次に定め
る金額

ア 総戸数が5戸
以内の共同住宅
等

1万1,500円

イ 総戸数が5戸
を超え10戸以内
の共同住宅等

2万円

ウ 総戸数が10戸
を超え25戸以内
の共同住宅等

3万500円

エ 総戸数が25戸

		を超え50戸以内の共同住宅等 5万5,000円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 8万5,000円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 14万5,000円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 18万円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 20万円	
47	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,100円
48	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	1,700円
48の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	16万円
49	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次

		<p>に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅((1)に該当するものを除く。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 3万4,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 3万8,000円</p> <p>(3) 一の建築物 (一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)</p>
--	--	---

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
3万3,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
5万7,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
10万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物
16万円

イ 住宅部分(アに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

6万9,000円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上2,000平方
メートル未満
の建築物

12万円

(ウ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

20万円

(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物

28万円

ウ 非住宅部分

(建築物のエネ
ルギー消費性能
の向上に関する
法律第11条第1
項に規定する非
住宅部分をい
う。以下同じ。)

(建築物エネ
ルギー消費性能基
準等を定める省
令第10条第1号
イ(2)及びロ

(2) (非住宅部
分の全部を工場
等の用途に供す
る場合又は非住
宅部分のうち増
築、改築又は修
繕等をする部分
が一次エネルギー
消費量モデル
建築物を用いる
評価方法により
建築物エネルギー
消費性能基準
等を定める省令
の一部を改正す
る省令(令和4
年経済産業省、

国土交通省令第1号) 附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合

(以下「外皮基準不適用の場合」という。)

にあつては、同号ロ(2)) の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

8万7,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

11万円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

15万円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

24万円

(オ) 床面積の合計が5,000

平方メートル
以上1万平方
メートル未満
の建築物

31万円

(カ) 床面積の
合計が1万平
方メートル以
上2万5,000
平方メートル
未満の建築物

37万円

(キ) 床面積の
合計が2万
5,000平方メ
ートル以上の
建築物

44万円

エ 非住宅部分
(ウに該当する
ものを除く。)
次に掲げる非住
宅部分の床面積
の区分に応じ、
それぞれ次に定
める金額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物

23万円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満
の建築物

29万円

(ウ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以上2,000平
方メートル未
満の建築物

37万円

(エ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未

		満の建築物 53万円 (オ) 床面積の 合計が5,000 平方メートル 以上1万平方 メートル未満 の建築物 65万円 (カ) 床面積の 合計が1万平 方メートル以 上2万5,000 平方メートル 未満の建築物 77万円 (キ) 床面積の 合計が2万 5,000平方メ ートル以上の 建築物 87万円
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 4,700円 (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満

の建築物

2万円

(ウ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

4万5,000円

(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物

8万1,000円

イ 非住宅部分

次に掲げる非住
宅部分の床面積
の区分に応じ、
それぞれ次に定
める金額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物

9,400円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満
の建築物

1万6,000円

(ウ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以上2,000平
方メートル未
満の建築物

2万7,000円

(エ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

8万円

(オ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上1万平方

		<p>メートル未満の建築物 13万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円</p>
<p>51 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>建築基準関係規定の適合審査の申出があった低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料</p>	<p>(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 1万8,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを</p>

超え200平方
メートル以内
の建築物

2万8,000円

(エ) 床面積の
合計が200平
方メートルを
超え500平方
メートル以内
の建築物

3万6,000円

(オ) 床面積の
合計が500平
方メートルを
超え1,000平
方メートル以
内の建築物

6万6,000円

(カ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
を超え2,000
平方メートル
以内の建築物

9万3,000円

(キ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
を超え5,000
平方メートル
以内の建築物

16万円

(ク) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
を超え1万平
方メートル以
内の建築物

28万円

(ケ) 床面積の
合計が1万平
方メートルを
超え3万平方
メートル以内
の建築物

37万円

(コ) 床面積の
合計が3万平
方メートルを
超え5万平方

メートル以内
の建築物

46万円

(サ) 床面積の
合計が5万平
方メートルを
超える建築物

90万円

イ 49の項、前項、
次項又は53の項
の規定の例によ
り算定した金額

(2) 建築基準法第
87条の4に規定す
る建築設備に係る
部分が含まれる場
合((3)に掲げる
場合を除く。)次
に掲げる金額を合
算した金額

ア 次に掲げる場
合の区分に応
じ、それぞれ次
に定める金額

(ア) 昇降機を
設置する場合
(イ)に掲げ
る場合を除
く。)

昇降機1基に
つき

1万7,000円

(小荷物専用
昇降機につい
ては、8,000
円)

(イ) 建築基準
法第6条第1
項又は第18条
第3項の規定
による確認済
証の交付を受
けた昇降機の
計画を変更し
て昇降機を設
置する場合
昇降機1基に
つき

1万円

(小荷物専用

昇降機については、5,000円)

イ (1)の規定の例により算定した金額

(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合

(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。)

次に掲げる金額を合算した金額

ア 次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物
17万4,600円
(建築物の構造方法が安全

性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、12万700円)

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物
23万2,900円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、15万400円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物
26万7,000円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、16万4,700円)

(エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物
35万2,800円
(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プロ

		<p>グラムによって確かめられたものについては、20万8,700円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物 64万8,700円 (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、35万3,900円)</p> <p>イ (1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅((1)に該当するものを除く。)</p>

の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

1万7,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

1万9,000円

(3) 一の建築物

(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合 当該申請に係る建築物の部分

(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下同じ。)の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項及び次項において同じ。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築

物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

1万6,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

2万8,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

5万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

8万円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(アに該当するものを除く。)

次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

3万4,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満

の建築物

6万円

(ウ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

10万円

(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物

14万円

ウ 既に計画の認
定を受けた非住
宅部分（建築物
エネルギー消費
性能基準等を定
める省令第10条
第1号イ(2)及
びロ(2)（外皮
基準不適用の場
合にあっては、
同号ロ(2)）の
評価方法により
申請された建築
物に係るものに
限る。）次に
掲げる非住宅部
分の床面積の区
分に応じ、それ
ぞれ次に定める
金額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物

4万3,500円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満
の建築物

5万5,000円

(ウ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以上2,000平

方メートル未
満の建築物

7万5,000円

(エ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

12万円

(オ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上1万平方
メートル未満
の建築物

15万5,000円

(カ) 床面積の
合計が1万平
方メートル以
上2万5,000
平方メートル
未満の建築物

18万5,000円

(キ) 床面積の
合計が2万
5,000平方メ
ートル以上の
建築物

22万円

エ 既に計画の認
定を受けた非住
宅部分（ウに該
当するものを除
く。）次に掲
げる非住宅部分
の床面積の区分
に応じ、それぞ
れ次に定める金
額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物

11万5,000円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満

		<p>の建築物 14万5,000円 (ウ) 床面積の 合計が1,000 平方メートル 以上2,000平 方メートル未 満の建築物 18万5,000円 (エ) 床面積の 合計が2,000 平方メートル 以上5,000平 方メートル未 満の建築物 26万5,000円 (オ) 床面積の 合計が5,000 平方メートル 以上1万平方 メートル未満 の建築物 32万5,000円 (カ) 床面積の 合計が1万平 方メートル以 上2万5,000 平方メートル 未満の建築物 38万5,000円 (キ) 床面積の 合計が2万 5,000平方メ ートル以上の 建築物 43万5,000円 オ 新たに追加す る住宅部分又は 非住宅部分 49 の項(3)の規定 の例により算定 した金額(この 場合において、 同項(3)中「床 面積」とあるの は、「追加する 床面積」とす る。)</p>
53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条	変更部分についての登	(1) 一戸建ての住

<p>第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る、51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>宅の場合 2,350円 (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 1万円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 2万2,500円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 4万500円 イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分</p>
---	---	---

の床面積の区分
に応じ、それぞ
れ次に定める金
額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物
4,700円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満
の建築物
8,000円

(ウ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以上2,000平
方メートル未
満の建築物
1万3,500円

(エ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物
4万円

(オ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上1万平方
メートル未満
の建築物
6万5,000円

(カ) 床面積の
合計が1万平
方メートル以
上2万5,000
平方メートル
未満の建築物
8万円

(キ) 床面積の
合計が2万
5,000平方メ
ートル以上の
建築物
10万円

		<p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 50 の項(2)の規定の例により算定した金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)</p>
<p>54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合((2)に掲げる場合を除く。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物 11万円</p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p>

31万円
オ 床面積の合計
が1万平方メー
トル以上2万
5,000平方メー
トル未満の建築
物

37万円
カ 床面積の合計
が2万5,000平
方メートル以上
の建築物

44万円
(2) 建築物エネル
ギー消費性能基準
等を定める省令第
1条第1項第1号
口の評価方法によ
る申請又は請求を
された工場、倉庫、
卸売市場その他こ
れらに類する用途
のみに供する建築
物の場合 次に掲
げる非住宅部分の
床面積の区分に応
じ、それぞれ次に
定める金額

ア 床面積の合計
が1,000平方メ
ートル未満の建
築物

2万6,000円
イ 床面積の合計
が1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満の建築
物

3万8,000円
ウ 床面積の合計
が2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満の建築
物

9万5,000円
エ 床面積の合計
が5,000平方メ
ートル以上1万

平方メートル未
満の建築物

14万円

オ 床面積の合計
が1万平方メー
トル以上2万
5,000平方メー
トル未満の建築
物

18万円

カ 床面積の合計
が2万5,000平
方メートル以上
の建築物

22万円

(3) 建築物エネル
ギー消費性能基準
等を定める省令第
1条第1項第1号
口以外の評価方法
による申請又は請
求をされた建築物
の場合((4)に掲
げる場合を除く。)
次に掲げる非住宅
部分の床面積の区
分に応じ、それぞ
れ次に定める金額
ア 床面積の合計
が1,000平方メ
ートル未満の建
築物

29万円

イ 床面積の合計
が1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満の建築
物

37万円

ウ 床面積の合計
が2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満の建築
物

53万円

エ 床面積の合計
が5,000平方メ
ートル以上1万

平方メートル未
満の建築物

65万円

オ 床面積の合計
が1万平方メー
トル以上2万
5,000平方メー
トル未満の建築
物

77万円

カ 床面積の合計
が2万5,000平
方メートル以上
の建築物

87万円

(4) 建築物エネル
ギー消費性能基準
等を定める省令第
1条第1項第1号
口以外の評価方法
による申請又は請
求をされた工場、
倉庫、卸売市場そ
の他これらに類す
る用途のみに供す
る建築物の場合
次に掲げる非住宅
部分の床面積の区
分に応じ、それぞ
れ次に定める金額
ア 床面積の合計
が1,000平方メ
ートル未満の建
築物

3万1,000円

イ 床面積の合計
が1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満の建築
物

4万3,000円

ウ 床面積の合計
が2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満の建築
物

10万円

エ 床面積の合計

		<p>が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 19万円</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 23万円</p>
55 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	<p>当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(1) 既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分(変更し、又は削る部分を含む。)前項の規定の例により算定した金額の2分の1の額</p> <p>(2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エ</p>

エネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号口の評価
方法による申
請又は請求を
された建築物
((イ)に掲げ
るものを除
く。)

8万7,000円

(イ) 建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号口の評価
方法による申
請又は請求を
された工場、
倉庫、卸売市
場その他これ
らに類する用
途のみに供す
る建築物

1万9,000円

(ウ) 建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号口以外の
評価方法によ
る申請又は請
求をされた建
築物 ((エ)に
掲げるものを
除く。)

23万円

(エ) 建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号口以外の
評価方法によ
る申請又は請
求をされた工
場、倉庫、卸

		<p>売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 2万3,000円</p> <p>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p>
<p>56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

ア 床面積の合計
が200平方メー
トル未満の一戸
建ての住宅

3万4,000円

イ 床面積の合計
が200平方メー
トル以上の一戸
建ての住宅

3万8,000円

(3) 一の建築物

(一戸建ての住宅
を除く。次項にお
いて同じ。)の場
合 当該申請に係
る建築物の部分に
ついて、次に掲げ
る建築物の部分の
区分に応じそれぞ
れ次に定める金額
を合算した金額

ア 住宅部分(共
用部分の審査を
要しない場合に
あつては、共用
部分を除く。以
下この項、次項
及び59の項から
62の項までにお
いて同じ。)(建
築物エネルギー
消費性能基準等
を定める省令第
10条第2号イ
(2)及びロ(2)
に適合するもの
として申請され
た建築物に係る
ものに限る。)に
ついて、次に掲げ
る住宅部分の床
面積の区分に応
じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物

3万3,000円

(イ) 床面積の

合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

5万7,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

10万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

16万円

イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

6万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

12万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

20万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

28万円

ウ 非住宅部分
(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(外皮基準不適用の場合にあつては、同号ロ(2))の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
8万7,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物
11万円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
15万円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
24万円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満

の建築物

31万円

(カ) 床面積の
合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物

37万円

(キ) 床面積の
合計が2万5,000平方メートル以上の建築物

44万円

エ 非住宅部分

(ウに該当するものを除く。)
次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の
合計が300平方メートル未満の建築物

23万円

(イ) 床面積の
合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

29万円

(ウ) 床面積の
合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

37万円

(エ) 床面積の
合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

53万円

(オ) 床面積の

		<p>合計が5,000 平方メートル 以上1万平方 メートル未満 の建築物 65万円</p> <p>(カ) 床面積の 合計が1万平 方メートル以 上2万5,000 平方メートル 未満の建築物 77万円</p> <p>(キ) 床面積の 合計が2万 5,000平方メ ートル以上の 建築物 87万円</p> <p>(4) 2以上の建築 物の場合（建築物 のエネルギー消費 性能の向上に関す る法律第34条第3 項に規定する他の 建築物を含む場合 をいう。次項、59 の項及び60の項に おいて同じ。）当 該計画に係る建築 物について、次に 掲げる建築物の区 分に応じそれぞれ 次に定める金額を 合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建 築物（1）、 （2）又は（3）の 規定の例により 算定した金額</p> <p>イ 他の建築物 （ウに掲げるも のを除く。） （1）、（2）又は （3）の規定の例 により算定した 金額</p> <p>ウ 他の建築物 （建築物のエネ</p>
--	--	--

		<p>ルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 次項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p>
<p>57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)</p>	<p>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 4,700円 (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円 (ウ) 床面積の合計が2,000</p>

平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

4万5,000円

(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物

8万1,000円

イ 非住宅部分
次に掲げる非住
宅部分の床面積
の区分に応じ、
それぞれ次に定
める金額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物

9,400円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満
の建築物

1万6,000円

(ウ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以上2,000平
方メートル未
満の建築物

2万7,000円

(エ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

8万円

(オ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上1万平方
メートル未満
の建築物

13万円

(カ) 床面積の

		<p>合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物 (1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 他の建築物 (ウに掲げるものを除く。) 前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) (1)又は(2)の規定</p>
--	--	---

		の例により算定した金額
58 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項又は第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 1万8,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 2万8,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 3万6,000円 (オ) 床面積の合計が500平方メートルを

超え1,000平方メートル以内の建築物

6万6,000円

(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物

9万3,000円

(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物

16万円

(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物

28万円

(ケ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え3万平方メートル以内の建築物

37万円

(コ) 床面積の合計が3万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物

46万円

(サ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物

90万円

イ 56の項、前項、次項又は60の項の規定の例により算定した金額

(2) 建築基準法第87条の4に規定す

る建築設備に係る部分が含まれる場合（（3）に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額

ア 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

（ア）昇降機を設置する場合（（イ）に掲げる場合を除く。）

昇降機1基につき

1万7,000円

（小荷物専用昇降機については、8,000円）

（イ）建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合
昇降機1基につき

1万円

（小荷物専用昇降機については、5,000円）

イ（1）の規定の例により算定した金額

（3）建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合
（当該建築物について、既に指定構

造計算適合性判定
機関により同法第
6条の3第1項に
規定する特定構造
計算基準又は特定
増改築構造計算基
準に適合するもの
であると判定され
た場合を除く。)次
に掲げる金額を
合算した金額

ア 次に掲げる一
の建築物（これ
らの構造計算適
合性判定を要し
ない建築物を除
く。）の床面積
（神奈川県建築
基準条例の一部
を改正する条例
による改正前の
神奈川県建築基
準条例別表備考
2の規定の例に
より算定した床
面積をいう。）
の区分に応じそ
れぞれ次に定め
る金額

(ア) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以内の建築物
17万4,600円
（建築物の構
造方法が安全
性を有するこ
とを認定プロ
グラムによっ
て確かめられ
たものについ
ては、12万700
円）

(イ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
を超え2,000
平方メートル
以内の建築物
23万2,900円

(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、15万400円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物

26万7,000円

(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、16万4,700円)

(エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物

35万2,800円

(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、20万8,700円)

(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物

64万8,700円

(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プロ

		<p>グラムによって確かめられたものについては、35万3,900円)</p> <p>イ (1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
<p>59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅</p>

1万9,000円

(3) 一の建築物

(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合 当該申請に係る建築物の部分

(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

1万6,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

2万8,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

5万円
(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物
8万円

イ 既に計画の認
定を受けた住宅
部分（アに該当
するものを除
く。） 次に掲
げる住宅部分の
床面積の区分に
応じ、それぞれ
次に定める金額
(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物
3万4,500円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上2,000平方
メートル未満
の建築物
6万円

(ウ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物
10万円

(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物
14万円

ウ 既に計画の認
定を受けた非住
宅部分（建築物
エネルギー消費
性能基準等を定
める省令第10条
第1号イ(2)及
びロ(2)（外皮
基準不適用の場
合にあっては、
同号ロ(2)）の

評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

4万3,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

5万5,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

7万5,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

12万円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物

15万5,000円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物

18万5,000円

(キ) 床面積の

合計が 2 万
5,000平方メ
ートル以上の
建築物

22万円

エ 既に計画の認
定を受けた非住
宅部分（ウに該
当するものを除
く。） 次に掲
げる非住宅部分
の床面積の区分
に応じ、それぞ
れ次に定める金
額

（ア） 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物

11万5,000円

（イ） 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満
の建築物

14万5,000円

（ウ） 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以上2,000平
方メートル未
満の建築物

18万5,000円

（エ） 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

26万5,000円

（オ） 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上1万平方
メートル未満
の建築物

32万5,000円

（カ） 床面積の
合計が1万平

方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物
38万5,000円
(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物

43万5,000円

オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 56の項(3)の規定の例により算定した金額(この場合において、同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)

(4) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの

(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの

(ウに掲げるものを除く。)

(1)、(2)又は(3)の規定の例

		<p>により算定した金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。) 次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物 (オに掲げるものを除く。) 56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)</p>
--	--	---

		の規定の例により算定した金額
60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの限り、58の項に該当する場合を除く。）	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 2,350円</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 1万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 2万2,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 4万500円</p> <p>イ 既に計画の認</p>

定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
4,700円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物
8,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
1万3,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
4万円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物
6万5,000円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物
8万円

(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メ

一トール以上の
建築物

10万円

ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 57の項(2)の規定の例により算定した金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)

(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの

(ウに掲げるものを除く。) 前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額

ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの
(建築物のエネ

		<p>ルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物(オに掲げるものを除く。) 56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
<p>61 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)(同令附則第4条</p>

		<p>第1項に該当する 場合にあつては、 同号ロ(1))に適 合するものとして 申請されたもの に限る。)の場 合 次 に掲げる一戸建 ての住宅の床面 積の区分に応じ 、それぞれ次に 定める金額</p> <p>ア 床面積の合 計が200平方メ ートル未満の一 戸建ての住宅 3万4,000円</p> <p>イ 床面積の合 計が200平方メ ートル以上の一 戸建ての住宅 3万8,000円</p> <p>(2) 一戸建ての 住宅((1)に該 当するものを 除く。)の場 合 次に掲げ る一戸建ての 住宅の床面積 の区分に応じ 、それぞれ次に 定める金額</p> <p>ア 床面積の合 計が200平方メ ートル未満の一 戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合 計が200平方メ ートル以上の一 戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>(3) 一の建築物 (一戸建ての 住宅を除く。次 項において同 じ。)の場合 当該申請に係 る建築物の部 分について、 次に掲げる建 築物の部分の 区分に応じそ れぞれ次に定 める金額</p>
--	--	---

を合算した金額

ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）（同令附則第4条第1項に該当する場合にあっては、同号ロ（1））又は同令第1条第1項第3号ロ（同項第2号イ（2）に適合するものとして申請され、かつ、住宅部分の設計一次エネルギー消費量（同項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下アにおいて同じ。）が同項第2号ロ（2）の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量を用いて算出された場合を除く。）に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

（ア）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
6万9,000円

（イ）床面積の合計が300平方メートル以

上2,000平方
メートル未満
の建築物

12万円

(ウ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

20万円

(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物

28万円

イ 住宅部分（ア
に該当するもの
を除く。）次
に掲げる住宅部
分の床面積の区
分に応じ、それ
ぞれ次に定める
金額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物

3万3,000円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上2,000平方
メートル未満
の建築物

5万7,000円

(ウ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物

10万円

(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物

16万円

ウ 非住宅部分
（建築物エネル

ギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

8万7,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

11万円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

15万円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

24万円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物

31万円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000

平方メートル
未満の建築物
37万円

(キ) 床面積の
合計が2万
5,000平方メ
ートル以上の
建築物
44万円

エ 非住宅部分
(ウに該当する
ものを除く。)
次に掲げる非住
宅部分の床面積
の区分に応じ、
それぞれ次に定
める金額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物
23万円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満
の建築物
29万円

(ウ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以上2,000平
方メートル未
満の建築物
37万円

(エ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物
53万円

(オ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上1万平方
メートル未満
の建築物
65万円

		<p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円</p>
<p>62 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。）</p>	<p>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 4,700円</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円</p>

(エ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上の建築物
8万1,000円

イ 非住宅部分
次に掲げる非住
宅部分の床面積
の区分に応じ、
それぞれ次に定
める金額

(ア) 床面積の
合計が300平
方メートル未
満の建築物
9,400円

(イ) 床面積の
合計が300平
方メートル以
上1,000平方
メートル未満
の建築物
1万6,000円

(ウ) 床面積の
合計が1,000
平方メートル
以上2,000平
方メートル未
満の建築物
2万7,000円

(エ) 床面積の
合計が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満の建築物
8万円

(オ) 床面積の
合計が5,000
平方メートル
以上1万平方
メートル未満
の建築物
13万円

(カ) 床面積の
合計が1万平
方メートル以
上2万5,000
平方メートル
未満の建築物

		<p>16万円 (キ) 床面積の 合計が2万 5,000平方メ ートル以上の 建築物 20万円</p>
63 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料	<p>当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(1) 既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 54の項の規定の例により算定した金額の2分の1の額 （この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。）</p> <p>(2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を</p>

定める省令第
1条第1項第
1号口の評価
方法により建
築物エネルギー
消費性能適
合性判定を受
けた建築物
((イ)に掲げ
るものを除
く。)

8万7,000円

(イ) 建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号口の評価
方法により建
築物エネルギー
消費性能適
合性判定を受
けた工場、倉
庫、卸売市場
その他これら
に類する用途
のみに供する
建築物

1万9,000円

(ウ) 建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号口以外の
評価方法によ
り建築物エネ
ルギー消費性
能適合性判定
を受けた建築
物 ((エ)に掲
げるものを除
く。)

23万円

(エ) 建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号口以外の

		<p>評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 2万3,000円 イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>
<p>64 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の使用権等の取得の裁定の申請（国又は県（他の法令により土地収用法第125条第1項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。）からの申請を除く。次項及び66の項において同じ。）に対する審査</p>	<p>地域福利増進事業における土地使用権等の裁定申請手数料</p>	<p>次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 10万円以下の場合 2万7,000円</p> <p>(2) 10万円を超え100万円以下の場合 2万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額</p> <p>(3) 100万円を超え500万円以下の場合 7万</p>

		<p>5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額</p> <p>(4) 500万円を超え2,000万円以下の場合 21万1,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額</p> <p>(5) 2,000万円を超え1億円以下の場合 26万4,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額</p> <p>(6) 1億円を超える場合 36万100円</p>
65 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地等の使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する審査	地域福利増進事業における土地等使用権の延長裁定申請手数料	前項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額
66 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料	64の項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額

9 教育委員会関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与並びに同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	教育職員普通免許状授与等手数料	3,300円
2 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づ	教育職員特別免許状授	3,300円

く特別免許状の授与	与手数料	
3 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与及び同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（臨時免許状に係るものに限る。）	教育職員臨時免許状授与等手数料	1,700円
4 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定	教育職員検定手数料	1,700円
5 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	教育職員免許状書換え手数料	870円
6 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の再交付	教育職員免許状再交付手数料	1,100円
7 教育職員免許法第5条第1項若しくは第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与、同法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与又は同条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与に関する証明書の交付	教育職員免許状授与証明書交付手数料	1通につき 400円
8 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査	銃砲刀剣類登録申請手数料	6,300円
9 銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付	銃砲刀剣類登録証再交付申請手数料	3,500円
10 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	美術刀剣類製作承認申請手数料	800円

10 公安委員会関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査	古物営業許可申請手数料	1万9,000円
2 古物営業法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付	古物営業許可証再交付手数料	1,300円
3 古物営業法第7条第5項の規定に基づく許可証の書換え	古物営業許可証書換え手数料	1,500円
3の2 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあわせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査	古物競りあわせん業務実施方法認定申請手数料	1万7,000円
4 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査	質屋営業許可申請手数料	2万2,000円
5 質屋営業法第4条第1項の規定に基づく営業所の移転の許可の申請に対する審査	質屋営業所移転許可申請手数料	1万2,000円
6 質屋営業法第4条第1項の規定に基づく管理者の新設又は変更の許可の申請に対する審査	質屋営業所管理者新設又は変更の許可申請手数料	5,700円
7 質屋営業法第8条第2項の規定に基づく同法第4条第2項の規定による届出に係る許可証の書換え	質屋営業許可証書換え手数料	1,500円

8 質屋営業法第8条第4項の規定に基づく許可証の再交付	質屋営業許可証再交付手数料	1,300円
9 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第5項の規定に基づく運搬証明書の交付	核燃料物質等運搬証明書交付手数料	1万5,000円
10 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え	核燃料物質等運搬証明書書換え手数料	5,400円
11 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第10項の規定に基づく運搬証明書の再交付	核燃料物質等運搬証明書再交付手数料	2,200円
12 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	<p>(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査 6,800円 （当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円）</p> <p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 6,800円 （当該申請を行う者が本県において</p>

		<p>同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)</p> <p>(3) その他の者に対する許可の申請に係る審査 1万500円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、6,700円)</p>
12の2 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項(同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査	認知機能検査手数料	650円
13 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料	<p>(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会 3,000円</p> <p>(2) その他の者に対する講習会 6,900円</p>
13の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可

		を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円 (2) その他の者に対する講習会 6,900円
14 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定手数料	2万2,000円
14の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料	1万2,700円
15 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	3,900円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、1,800円)
16 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料	1,600円
17 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料	1,900円
18 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料	(1) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の

申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、
4,800円)

(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

7,200円

(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

		<p>査にあつては、 4,800円)</p> <p>(3) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</p> <p style="text-align: right;">6,800円</p> <p>(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、 4,400円)</p> <p>(4) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</p> <p style="text-align: right;">6,800円</p> <p>(当該申請を行う</p>
--	--	---

		者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)
19 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査	射撃教習に係る資格認定申請手数料	8,900円
20 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	射撃練習に係る資格認定申請手数料	8,900円
20の2 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査	年少射撃資格認定申請手数料	9,600円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,900円)
20の3 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証書換え手数料	1,800円
20の4 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規	年少射撃資格認定証再交付手数料	1,900円

定に基づく年少射撃資格認定証の再交付		
20の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格認定のための講習手数料	9,800円
20の6 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	9,300円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、5,600円)
21 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	警備業認定申請手数料	2万3,000円
22 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料	2,000円
23 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定証更新申請手数料	2万3,000円
24 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え	警備業認定証書換え手数料	2,200円
25 削除		
26 警備業法第22条第2項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査	警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料	9,800円
27 警備業法第22条第2項第1号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習	警備員指導教育責任者講習手数料	講習1時間につき 1,200円
28 警備業法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料	1,800円
29 警備業法第22条第6項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付	警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料	1,800円
29の2 警備業法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習	警備員の指導及び教育に関する講習手数料	5,000円
29の3 警備業法第23条第1項の規定に基づく警備員等の検定	警備員等検定手数料	(1) 警備業務の種別(警備業法第18条に規定する種別をいう。以下この項において同じ。)のうち、同法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係るものに係る検定

		<p>1万6,000円</p> <p>(2) 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。）</p> <p>1万4,000円</p> <p>(3) 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係るものに係る検定（(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>1万3,000円</p> <p>(4) 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係るものに係る検定</p> <p>1万6,000円</p>
29の4 警備業法第23条第4項の規定に基づく合格証明書の交付	警備員等検定合格証明書交付手数料	1万円
29の5 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく合格証明書の書換え	警備員等検定合格証明書書換え手数料	2,200円
29の6 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第6項の規定に基づく合格証明書の再交付	警備員等検定合格証明書再交付手数料	2,000円
30 警備業法第42条第2項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付の申請に対する審査	機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料	9,800円
31 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	機械警備業務管理者講習手数料	3万9,000円
32 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	1,800円
33 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第6項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付	機械警備業務管理者資格者証再交付手数料	1,800円
33の2 警備業法の一部を改正する法律（平成16	改正前の警備業法によ	4,700円

年法律第50号。以下この項において「平成16年改正警備業法」という。) 附則第5条の規定に基づく平成16年改正警備業法による改正前の警備業法第11条の2の規定による検定に合格した者を平成16年改正警備業法による改正後の警備業法第23条第1項の検定に合格した者とみなすことに係る審査	る警備員等検定合格者の審査手数料	
34 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	1万2,000円
35 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,700円
36 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	自動車運転代行業認定証書換え手数料	2,100円
37 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業開始届出証明書交付手数料	3,600円
38 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,600円
39 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数料	1,100円

11 収用委員会関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 土地収用法第39条第1項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく収用又は使用の裁決の申請(国又は県(他の法令により同法第125条第1項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。)からの申請を除く。次項から5の項までにおいて同じ。)に対する審査	収用又は使用の裁決申請手数料	次に掲げる損失補償の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 10万円以下の場合 5万6,400円 (2) 10万円を超え100万円以下の場合 5万6,400円に損失補償の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに 5,700円を加えた額 (3) 100万円を超え500万円以下の場合 15万9,500円

		<p>円に損失補償の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに7,100円を加えた額</p> <p>(4) 500万円を超え2,000万円以下の場合 44万3,500円に損失補償の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに7,100円を加えた額</p> <p>(5) 2,000万円を超え1億円以下の場合 55万円に損失補償の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに1万円を加えた額</p> <p>(6) 1億円を超える場合 75万円</p>
<p>2 土地収用法第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく損失補償の裁決の申請に対する審査</p>	<p>損失補償の裁決申請手数料</p>	<p>次に掲げる損失補償の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 5,000円以下の場合 3,000円</p> <p>(2) 5,000円を超え5万円以下の場合 3,000円に損失補償の見積額の5,000円を超える部分が5,000円に達するごとに2,600円を加えた額</p> <p>(3) 5万円を超え10万円以下の場合 2万6,400円に損失補償の見積額の5万円を超える部分が1万円に達するごとに6,000円</p>

		を加えた額 (4) 10万円を超える場合 前項の右欄に掲げる損失補償の見積額の区分の(2)から(6)までに応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額
3 土地収用法第116条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議の確認の申請に対する審査	協議の確認申請手数料	2万6,000円
4 土地収用法以外の法律の規定(次項に掲げる法律の規定を除く。)に基づく裁決の申請に対する審査	土地収用法以外の法律の規定による裁決申請手数料	2の項の右欄に掲げる損失補償の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額
5 次に掲げる法律の規定に基づく裁決の申請に対する審査 (1) 都市計画法第52条の4第2項(同法第57条の5において準用する場合を含む。)及び第68条第3項において準用する同法第28条第3項 (2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第85条第1項 (3) 新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第9条第5項(同法第20条第6項において準用する場合を含む。) (4) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第12条第4項において準用する同法第6条第6項	都市計画法等の規定による裁決申請手数料	2の項の右欄に掲げる損失補償の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1の額

注 令和5年3月20日条例第12号により、令和5年12月1日から施行

別表の4 環境農政局関係の表11の項中「基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」を「基づく」に、「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料」を「漁業許可申請手数料」に、「2,900円」を「3,000円」に改め、同表12の項中「基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」を「基づく」に、「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料」を「漁業許可変更許可申請手数料」に、「2,400円」を「2,500円」に改め、同項の次に次のように加える。

12の2 漁業法第119条第2項の規定に基づく規則で定める水産動植物の採捕に係る許可の申請に対する審査	水産動植物の採捕に係る許可の申請手数料	4,200円
---	---------------------	--------

一部改正〔平成12年条例54号・60号・65号・73号・77号・91号・13年4号・7号・19号・45号・59号・67号・14年21号・45号・66号・72号・15年16号・48号・52号・54号・65号・79号・16年6号・16号・40号・42号・76号・17年26号・72号・94号・108号・18年14号・42号・19年14号・45号・58号・60号・62号・20年14号・35号・55号・21年10号・46号・67号・76号・91号・22年6号・60号・74号・23年8号・30号・37号・24年56号・25年66号・119

号・26年8号・36号・56号・64号・27年23号・53号・74号・81号・92号・28年13号・29年
11号・54号・56号・63号・74号・30年11号・77号・31年19号・令和元年7号・11号・33号・
43号・50号・61号・2年3号・20号・45号・53号・73号・78号・85号・95号・3年1号・
9号・12号・55号・91号・4年7号・32号・37号・45号・85号・5年12号・53号]